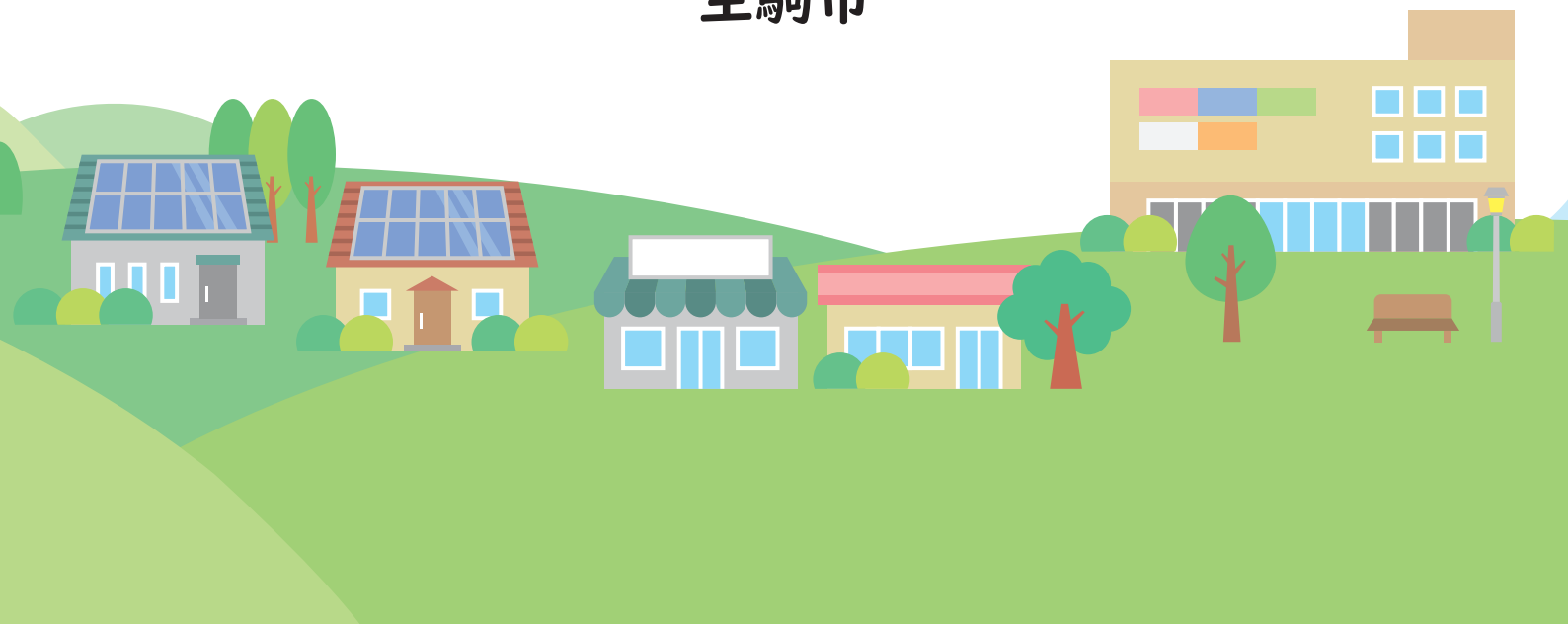


豊かな自然と市民力を活かし、持続可能な未来を築くまち いこま

第3次生駒市環境基本計画

令和7年3月改定
生駒市



目 次

第1章	計画の改定について	1
1-1	計画の基本的事項	1
1-2	計画の沿革	3
1-3	計画改定のポイント	7
第2章	本市を取り巻く環境の状況	8
2-1	世界や日本の状況	8
2-2	統計から見る市の現状・課題	13
2-3	アンケート結果から見る現状・課題	24
2-4	第3次生駒市環境基本計画の上半期の取組状況	33
第3章	望ましい環境の創造に向けて	37
3-1	本市が目指す望ましい環境像	37
3-2	望ましい環境像を実現するための4つの目標	38
3-3	代表指標とモニター指標	40
第4章	具体的な施策	42
4-1	施策体系	42
4-2	具体的な取組	43
第5章	リーディングプロジェクト	67
5-1	リーディングプロジェクトの考え方	67
5-2	リーディングプロジェクト	68
第6章	計画の推進	77
6-1	計画の推進体制	77
6-2	計画の進行管理	78
資料編		79

【本計画の図表について】

- ・各図表においては、端数処理の関係で合計が合わない箇所があります。
- ・脚注は「※」で示しています。

第 1 章 計画の改定について

1 計画の基本的事項

(1) 計画の位置づけ

生駒市環境基本計画は、「生駒市環境基本条例」第 8 条に基づき、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画として策定します。

国や県の計画や本市の関連計画等と連携・整合を図りつつ、本市における最上位計画である「生駒市総合計画」の理念や目標を環境面から実現するものです。

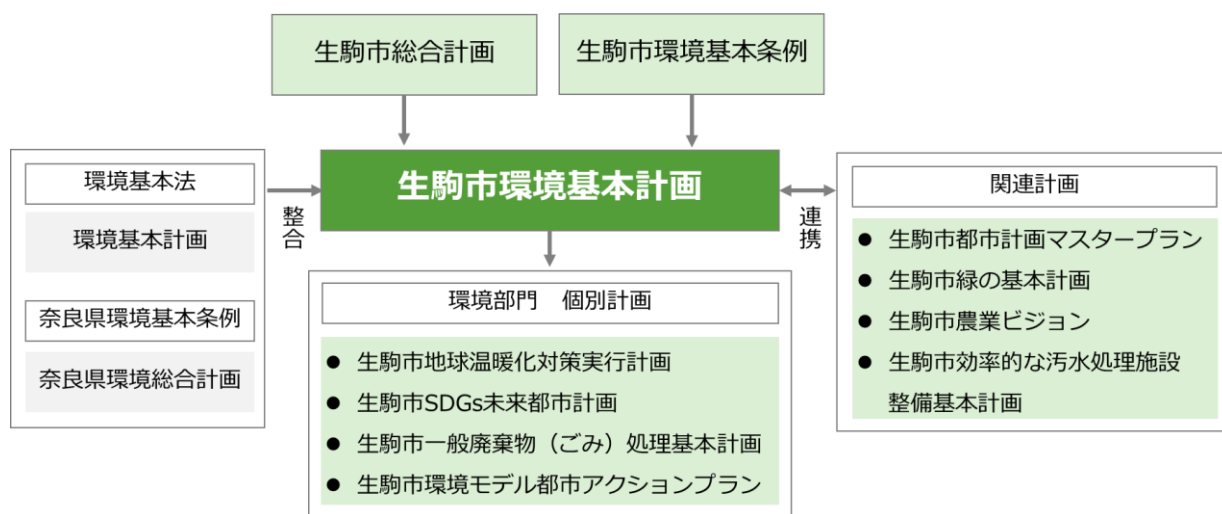


図1-1 計画の位置づけ

(2) 計画の期間

第 3 次生駒市環境基本計画（以下「本計画」という。）は、令和元(2019)年度を初年度とし、令和 10(2028)年度を最終年度としています。

本改定は中間年度にあたる見直しであることから、引き続き最終年度である令和 10(2028)年度に向けて取組を推進します。

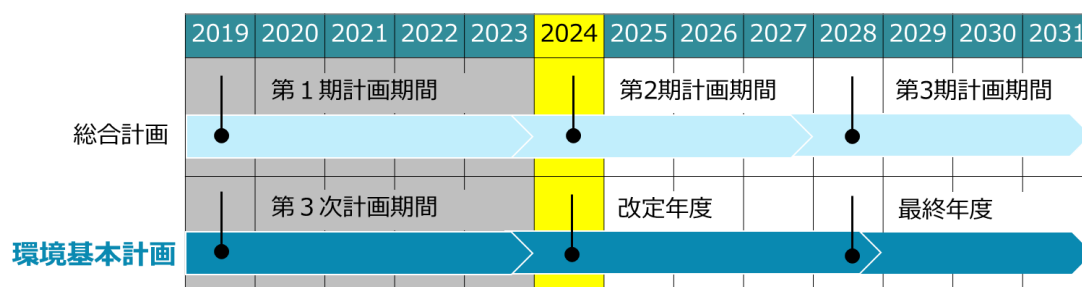


図1-2 計画の期間

(3) 計画の対象とする環境の範囲

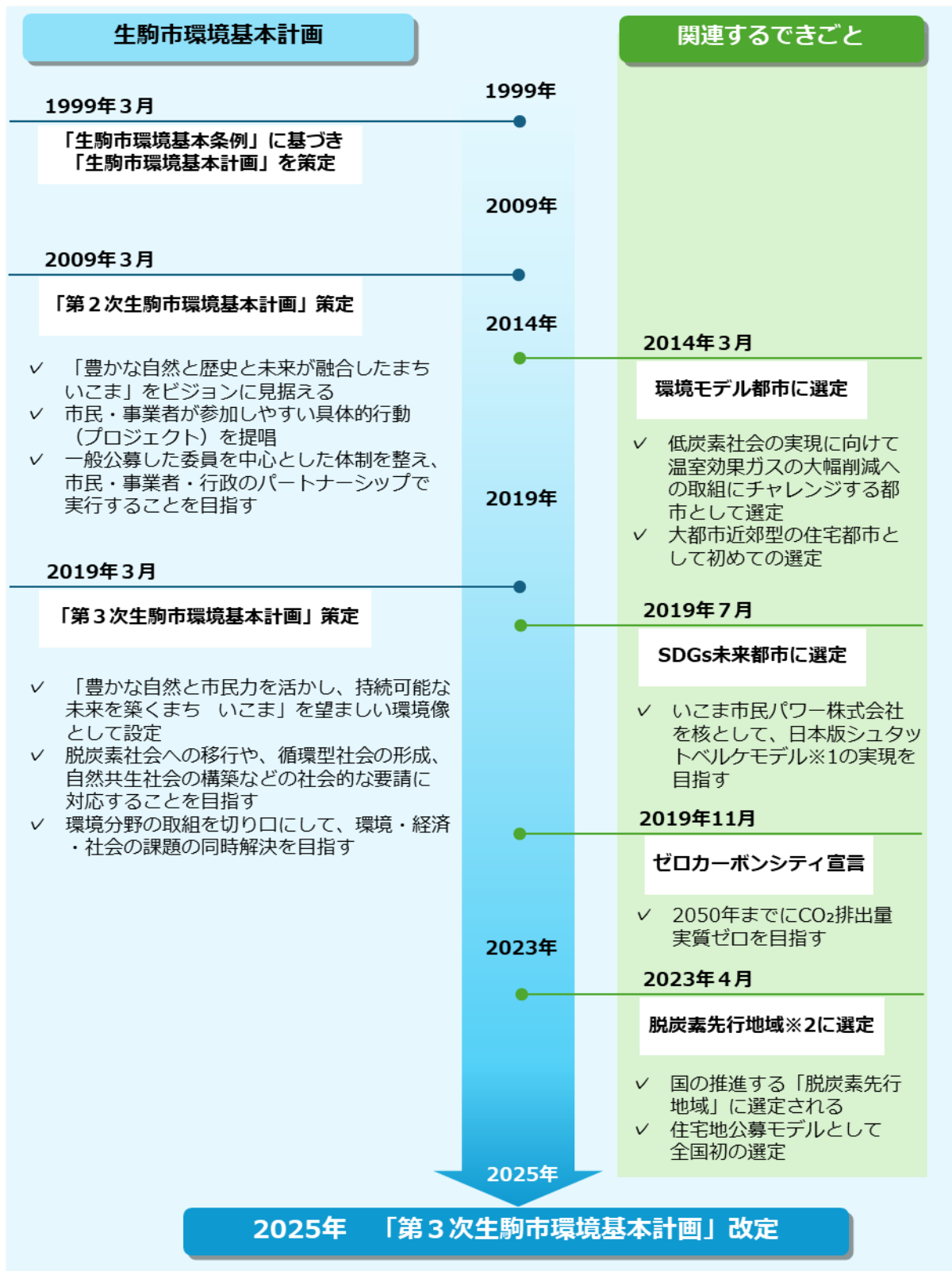
本計画の対象とする環境の範囲は、「自然環境」、「生活環境」、「地球環境」の3つとします。

対象とする環境の範囲	
自然環境	里山、農地、緑地、景観、動植物、生態系 など
生活環境	大気、水質、騒音・振動、水辺、資源・廃棄物 など
地球環境	再生可能エネルギー、省エネルギー、地球温暖化緩和策・適応策 など



出典：気候変動適応情報プラットフォーム

図1-3 地球温暖化の緩和策と適応策



※1：エネルギー事業で収益を確保しつつ、収益をまちに再投資し、地域活性化を図るモデル

※2：環境省が公募する地域で、2030年度までに民生部門(家庭部門及び業務その他部門)の電力消費に伴う二酸化炭素排出の実質ゼロなどの要件を地域特性に応じて実現する地域

市の取組紹介

環境モデル都市

平成 26(2014)年 3 月、本市は、低炭素社会の実現に向け、高い目標を掲げて先駆的な取組にチャレンジする都市である国の「環境モデル都市」に、大都市近郊型の住宅都市として全国で初めて選定されました。

環境モデル都市は全国で 23 都市が選定されていますが、奈良県では初めての選定で、近畿でも京都市、堺市、神戸市、尼崎市に続く選定となります。

平成 26(2014)年 4 月に「市民・事業者・行政の“協創”で築く低炭素“循環”型住宅都市」を目指すべき将来像として、環境モデル都市アクションプランを策定。本市の市民力のさらなる活用等を図る施策として自治体新電力の設立に向けた検討を開始し、平成 29(2017)年 7 月には、本市の環境まちづくりの核となる「いこま市民パワー株式会社」設立に至りました。



出典：生駒市

SDGs 未来都市

令和元(2019)年7月、本市は、SDGs 未来都市に選定されました。

SDGs 未来都市とは、SDGs の理念に沿った基本的・総合的取組を推進しようとする都市・地域の中から、特に、「経済」・「社会」・「環境」の3側面における新しい価値創出を通して、持続可能な開発を実現するポテンシャルが高い都市・地域を内閣府が選定するものです。

本市が SDGs 未来都市として提案した事業は、いこま市民パワー株式会社を核とする取組をさらに発展させ、電力事業の収益をコミュニティサービスとして地域に還元する“日本版シュタットベルケモデル”の構築を目指すものです。同社による環境まちづくりが SDGs (持続可能な開発目標) の達成に資することが国からも認められました。



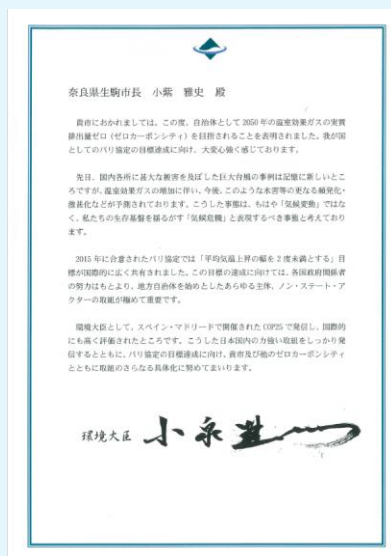
出典：生駒市

市の取組紹介

🔍 ゼロカーボンシティ宣言

本市は、令和元(2019)年 11 月 25 日に、令和 32(2050)年までに CO₂排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」宣言を行いました。

令和 6(2024)年 12 月末時点で本市を含む 1,127 自治体が同様の宣言を行っています。



🔍 脱炭素先行地域

本市は、令和 5 (2023) 年 4 月 28 日に、国から「脱炭素先行地域」に選定されました。

脱炭素先行地域とは、2050 年カーボンニュートラルに向けて、民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴う CO₂排出の実質ゼロ等を、地域特性に応じて実現するモデルとなる地域として選定されるものです。

本市の脱炭素先行地域事業は、公募して選定したひかりが丘と萩の台住宅地の 2 つの自治会を先行地域として設定しています。このように、既存住宅地の脱炭素化を目指す本市の取組は全国でも初めての事例です。

「いこま市民パワー株式会社」を核とする再エネ電力の地産地消と地域の集会所などを「複合型コミュニティ（まちのえき）」としてコミュニティ拠点の活性化を図る事業とを組み合わせ、地域の活性化と脱炭素化を同時に実現する、住宅都市の脱炭素モデル地域の創設・波及を目指します。

出典：生駒市

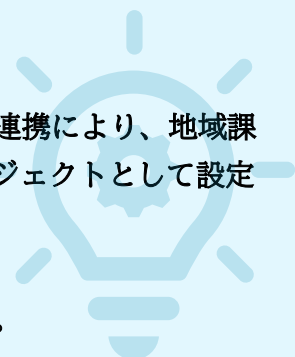
本計画は、計画策定から5年が経過しました。その間、気候変動対策の加速化をはじめ、プラスチックごみ問題や生物多様性保全に関する機運の高まりなど、本市の環境施策を取り巻く動向は大きく変化しており、これらの社会情勢の変化を踏まえ、取組の充実を図る必要があります。

また、地球温暖化対策をはじめとする環境施策の実施が急務となる一方で、本市を含む多くの地域が人口減少や少子高齢化への対応、地域経済の活性化、災害対策、デジタル技術に代表される科学技術の急速な進歩への対応等、様々な社会経済的な課題に対応することが求められています。

これらを踏まえ、以下の視点で計画の見直しを行い、取組を推進するものとします。

改定の視点

- ① 気候変動対策や生物多様性の保全、プラスチックごみ問題への対応等、社会情勢を踏まえた環境施策を強化する。
- ② 環境分野に係る取組と、福祉や産業等、他の分野に係る取組の連携により、地域課題の統合的解決に資すると考えられる取組をリーディングプロジェクトとして設定する。
- ③ 地域課題を同時解決するため、分野横断的な取組を充実させる。





第 2 章

本市を取り巻く環境の状況

1

世界や日本の状況

(1) 地球が直面する「3つの危機」

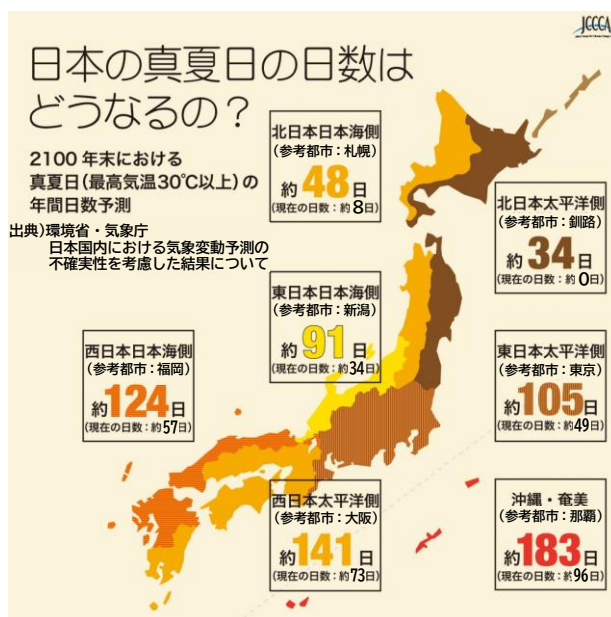
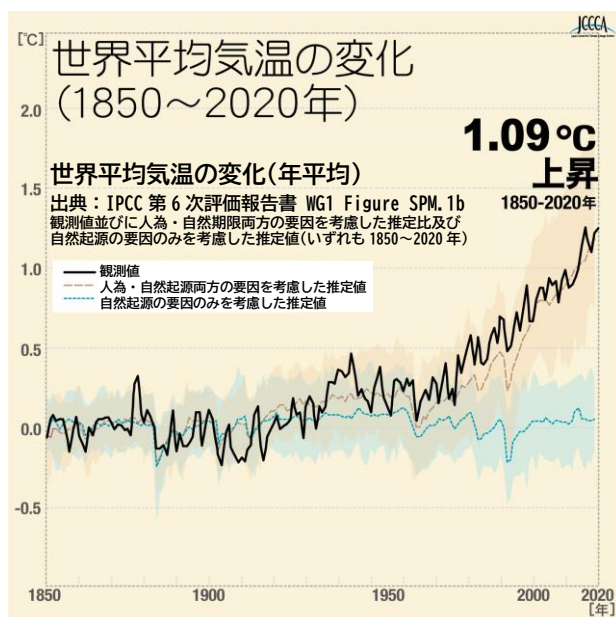
令和 5(2023)年 5 月の G7 広島首脳コミュニケ（声明）では「我々の地球は、気候変動、生物多様性の損失及び汚染という 3 つの世界的危機に直面している」と明確に述べられています。以下、各危機における世界の見解と国内での対応をまとめます。

① 気候変動

世界の平均気温は上昇傾向にあり、世界気象機関（WMO）の報告によると、令和 5(2023)年においては、世界の年平均気温が観測史上最も高く、産業革命以前より 1.45℃高くなったとされています。令和 5(2023)年 7 月には、国際連合のグテーレス事務総長が「地球温暖化の時代は終わり、地球沸騰化の時代が到来した」と表明しました。世界の平均気温の上昇は、日本も含め、極端な高温、海洋熱波、大雨の頻度と強度の増加を更に拡大させ、それに伴って、洪水、干ばつ、暴風雨による被害が更に深刻化することが懸念されています。

このような状況を受け、国内外で地球温暖化対策を加速化するため、令和 6(2024)年 3 月に地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案が閣議決定されました。

また、令和 6(2024)年 4 月には、気候変動の影響に伴う熱中症対策を強化するため、気候変動適応法が改正されました。



出典：全国地球温暖化防止活動推進センター（一部、文字の大きさを加工）

図 2-1 世界平均気温の推移と 2100 年末における真夏日の年間日数予測

② 生物多様性の損失

現代は「第6の大量絶滅時代」とも言われ、過去の大絶滅と比べて種の絶滅速度が速く、その主な原因は人間活動による影響と考えられています。

生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学-政策プラットフォーム（IPBES）の「生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書（令和元（2019）年5月）」では、地球上の種の現在の絶滅速度は、過去1,000万年間の平均の少なくとも数十倍、あるいは数百倍に達していて、適切な対策を講じなければ、今後さらに加速するであろうと指摘されています。

このような状況を受け、令和4（2022）年12月に採択された「^{こんめい}昆明・モンテリオール生物多様性枠組」においては、令和12（2030）年までのミッションとして、「生物多様性の損失を止め、回復の軌道に乗せる（ネイチャーポジティブ：自然再興）」が掲げられ、陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全していく趣旨の「30by30目標」が設定されました【図2-2】。

国は本枠組を受けて、令和5（2023）年3月に「生物多様性国家戦略2023-2030」を閣議決定しました。



出典：環境省

図2-2 30by30 基本コンセプト

③ 汚染

化学物質やマイクロプラスチック等による水・大気・土壌等の環境汚染は、生物多様性等、自然資本への大きなリスクであると同時に、健康面におけるリスクとして引き続き対応が必要な課題となっています。

水環境については、世界の排水の80%は未処理のまま自然環境に放出されているとされています。ユニセフ（国連児童基金）の報告書によると、6億6,300万人もの人々が、安心して飲める水が身近になく、汚れた水を主原因とする下痢で命を落とす乳幼児は毎日800人以上にものぼるとされています。

特にプラスチックの海洋ごみ問題については、生態系を含めた海洋環境の悪化や船舶航行の障害、漁業や観光への影響など多岐にわたっています。

国内では、令和3(2021)年6月にプラスチック使用製品の設計から廃棄物の処理まで、プラスチックのライフサイクルに関わる取組を促進するための措置を盛り込んだ「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が成立しました。



出典：WWF ジャパン



出典：対馬市

図 2-3 魚網に絡まったオサガメ／対馬市の海岸に打ち寄せられたプラスチックゴミ

（2）持続可能な開発目標(SDGs)

SDGs とは、平成 27(2015)年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」において掲げられた目標です。17 の大きな目標と、それらの達成のための具体的な 169 のターゲットが設定されています。

その 17 の目標同士の関わりを分かりやすく表したのが「SDGs ウェディングケーキモデル」です【図 2-4】。「生物圏」の基盤に支えられて、私たちの「社会」やお金を生み出す「経済」が成り立つということを示しています。この図から読み取れるように、「生物圏」なくして、社会を形成し、経済活動をすることはできません。すべての目標は、密接につながっており、個別に達成できるものではないことが分かります。そして、ウェディングケーキの頂点に乗っているのが、目標 17「パートナーシップで目標を達成しよう」です。国や自治体、企業、個人など様々な人が協力し合い、パートナーとしてともに歩んでいくことで持続可能な社会を作ることを目指しています。

国の推進事業の中に、「SDGs 未来都市」があります。SDGs の理念に沿い持続可能な開発を実現しつつ、「経済」「社会」「環境」の3つの側面から新しい価値を創出する取組を推進しようとする都市・地域の中から、特に優れた取組を提案した都市・地域が選ばれます。

本市は、令和元(2019)年7月に、この「SDGs 未来都市」に選定されました。



出典：Stockholm Resilience Center

図 2-4 SDGs のウェディングケーキモデル

(3) 国の第六次環境基本計画の策定

令和6(2024)年5月に閣議決定された国の「第六次環境基本計画」では、環境保全を通じて国民の「ウェルビーイング※／高い生活の質」を実現することが最上位の目的として掲げられています。

同計画では、現在の環境・経済・社会の状況は、現状の経済社会システムの延長線上での対応は限界があり、現代文明は持続可能ではなく社会変革が必要であることが述べられています。

環境政策を軸とした環境・経済・社会の統合的向上への高度化を図り、経済社会が成長・発展できる文明の実現を目指しています。

※ウェルビーイング (well-being)：個人の権利や自己実現が保証され、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあること

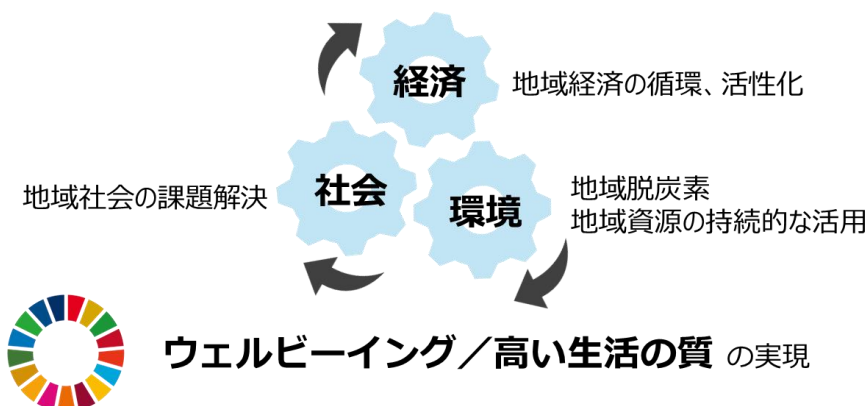


図 2-5 ウェルビーイングの実現のイメージ

（４）新型コロナウイルス感染症への対応とデジタル化の加速

世界的に大流行した新型コロナウイルス感染症の影響により、国内では令和 2(2020)年 3 月に新型コロナウイルス対策の特別措置法が成立し、同年 4 月には緊急事態宣言が発出され、これまでにない日常生活の行動変容が求められました。テレワークをはじめとする柔軟な働き方の更なる普及や、イベント等の多数の人が集まる機会のあり方が見直され、経済活動や交通、廃棄物処理、資源循環等の状況は大きく変化しました。それに伴い、デジタル技術を活用してライフスタイルやビジネススタイルをより良いものに変えていくデジタルトランスフォーメーション（DX）が加速化しています。

令和 3(2021)年 9 月には「デジタル社会形成基本法」が施行され、デジタル庁が設置されるなど、デジタル社会の形成に向けて取組が進められています。

令和4(2022)年12月に閣議決定された「デジタル田園都市国家構想総合戦略」では、デジタルの力で「心ゆたかな暮らし」と「持続可能な環境・社会・経済」を実現することを目的とし、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指すためのロードマップを位置づけています。

デジタルは地方の社会課題を解決するためのカギであり、環境分野においても、デジタル技術を活用した省エネルギー対策や環境教育、情報発信等、積極的なデジタル化の推進が求められています。



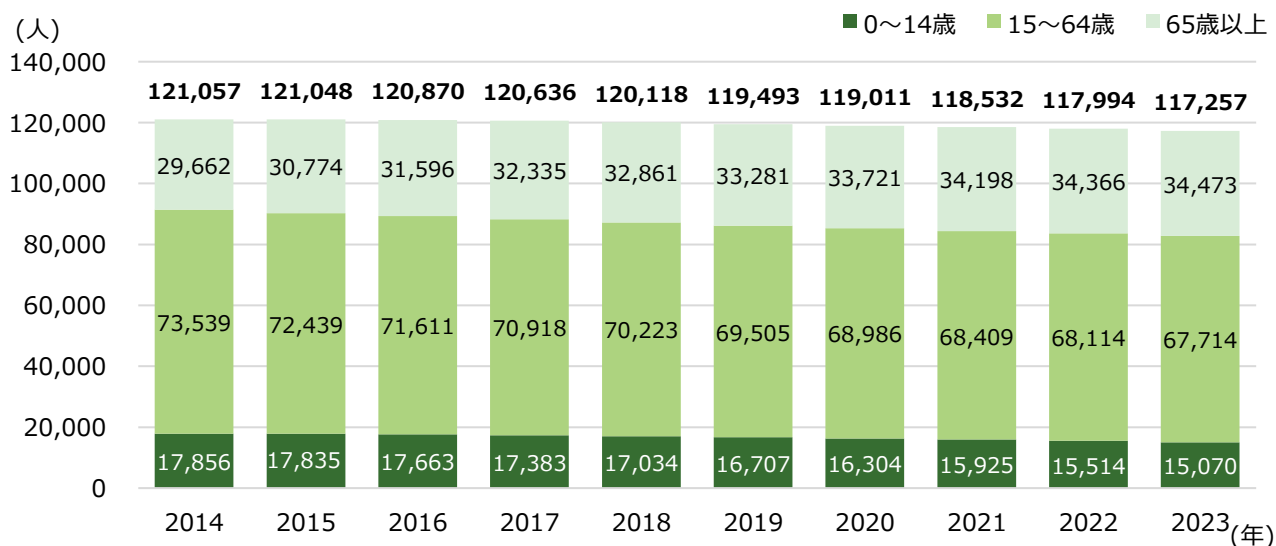
出典：デジタル庁

図 2-6 デジタル田園都市国家構想の取組イメージ全体像

(1) 人口

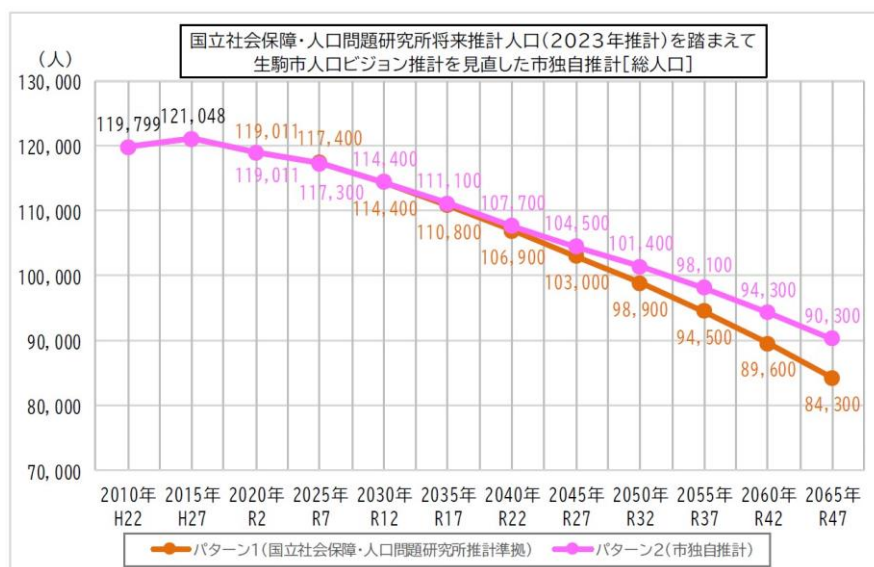
本市の人口は平成 25(2013)年をピークに減少しており、令和 5(2023)年の人口は約 11 万 7 千人で、65 歳以上の人口割合は約 29%です。65 歳以上の老年人口は増加しており、0～14 歳の年少人口と 15～64 歳の生産年齢人口は減少傾向にあるため、本市においても少子高齢化が進行しています。

また、本市の人口は 2065 年には 9 万 300 人となる見通しで、65 歳以上の人口割合は 35%を超える予測となっています。



出典：生駒市統計情報（統計ポータル）を基に作成

図 2-7 本市の人口推移

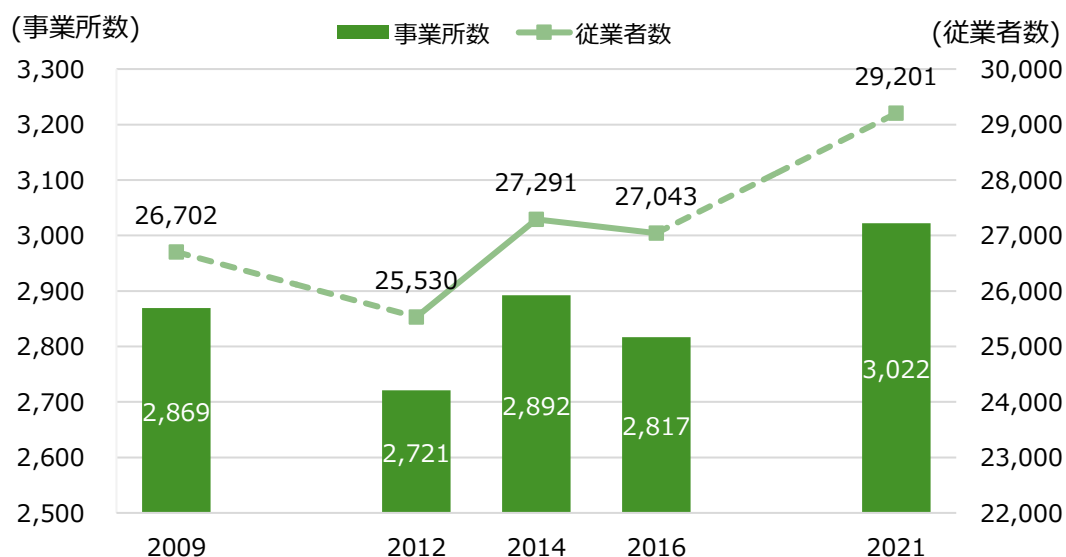


出典：生駒市

図 2-8 本市の将来人口予測

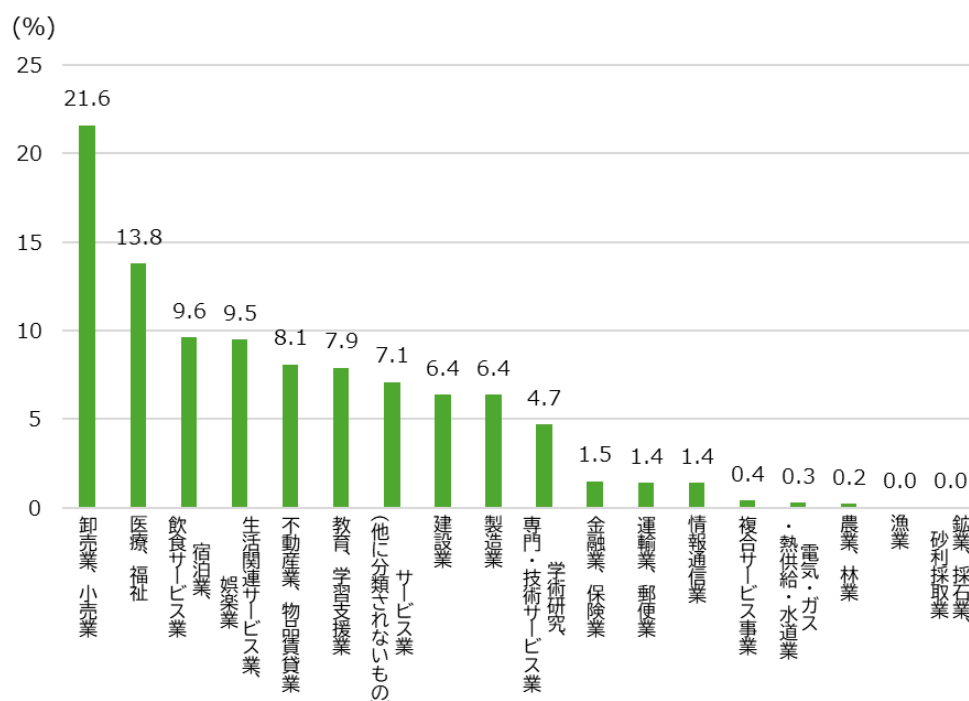
(2) 産業

市内の産業全体の事業所数と従業者数は、近年は横ばいから微増であり大きな変化は見られません。また、産業別に見ると、事業所数・従業者数ともに「卸売業、小売業」「医療、福祉」が多く、本市の主要な産業を構成しています。



出典：令和 3 年経済センサスを基に作成

図 2-9 事業所数・従業者数の推移



出典：令和 3 年経済センサスを基に作成

図 2-10 産業大分類別の事業所数の構成

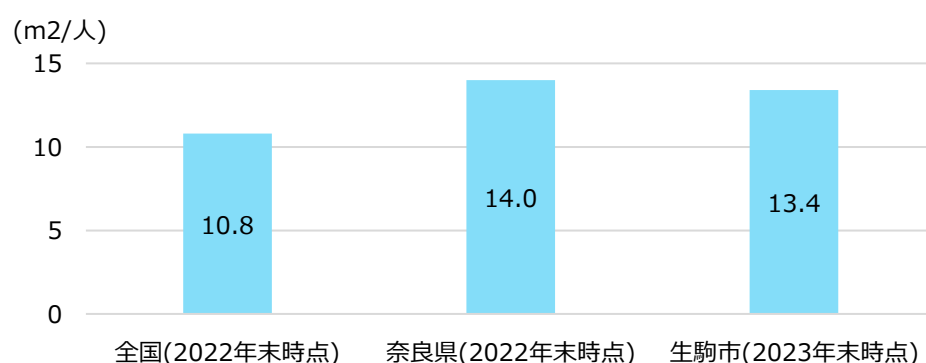
(3) 自然環境

ア 自然環境の概況

本市の市街化区域は市域の約 4 割を占めますが、市街化調整区域には豊かな里山の自然が残っており、市内の森林面積は令和 5(2023)年 4 月 1 日時点で 1,882ha です。

特に、市北部の高山地区は、市街化区域の丘陵地に、二次林や農耕地、多数の小規模なため池など、多様な生物の生息環境が維持されていることから、環境省の「重要里地里山」に選定されています。

市内の都市公園等は 156ha です。1 人あたりの都市公園等の面積は 13.4 m²であり、全国平均に比べて大きく、住宅都市としての開発が進む一方で、身近に緑を楽しむことができる環境が整備されています。



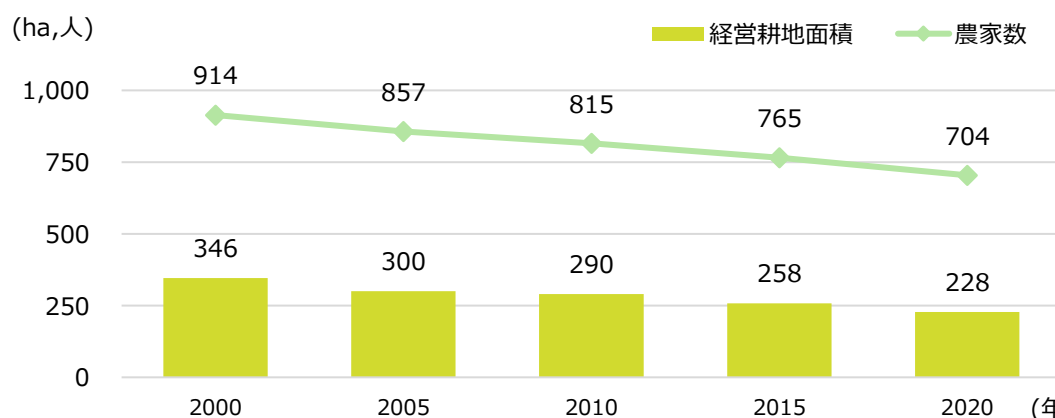
出典：「奈良県」「全国」都市公園データベース

図 2-11 1 人あたりの都市公園等の面積

イ 農家数、耕地面積と農業者年齢

農家数及び経営耕地面積は、年々減少しています。

また、農業者の平均年齢は 60 歳を超えており、60 歳以上が全体の過半数を占めているため、新たな担い手の育成・確保が必要となっています。



出典：農林業センサス

図 2-12 農家数と経営耕地面積の推移

表 2-1 年齢別農業者数（販売農家※・令和 2 年）

年齢	49 以下	50～59	60～69	70～79	80 以上	合計	60 歳以上 割合(%)
男（人）	135	43	92	73	42	385	53.8
女（人）	119	58	80	65	63	385	54.0
合計（人）	254	101	172	138	105	770	53.9

※経営耕地面積が 30ha 以上又は農作物の年間販売額が 50 万円以上の農家

出典：農林業センサス

ウ 生物多様性の保護に係る活動状況等

環境省のレッドリストにおける絶滅危惧種 1B 類に指定されている日本固有種の淡水魚であるカワバタモロコが平成 26(2014)年に発見されて以来、市民ボランティア、研究機関（近畿大学）、行政の協働で保護活動を行い、生物資源の保存、次世代の子どもたちへの環境教育の普及や環境保全意識の醸成に取り組んでいます。

表 2-2 年度毎の活動記録

年度	活動内容
2019	● 生駒産カワバタモロコ探索等 ● カワバタモロコ繁殖準備等 ● 生駒市環境フェスティバル出展
2020	● ビオトープ池整備、保護池の草刈り ● 繁殖個体の収容 ● 生駒産カワバタモロコ放流
2021	● 高山町地内保護池での調査 ● 生駒市環境フェスティバル出展
2022	● ビオトープ池の調査 ● 富雄川魚類調査
2023	● エコパーク 21 での展示 ● 近畿大学生の卒論発表
2024	● ぐらしのブンカサイ出展 ● カワバタモロコ生息域探索 ● 近畿大学生の卒論発表 ● ボランティア宅で飼育繁殖



図 2-13 カワバタモロコ

(4) 生活環境

ア 大気や水質

本市の大気環境は良好で、市民アンケート調査結果からも分かるように満足度が高い状況となっています。

また、河川の水質についても、公共下水道の整備や合併処理浄化槽の普及が進んだこと等により、生物化学的酸素要求量(BOD)の目標値(5mg/L以下)を達成している状態です。

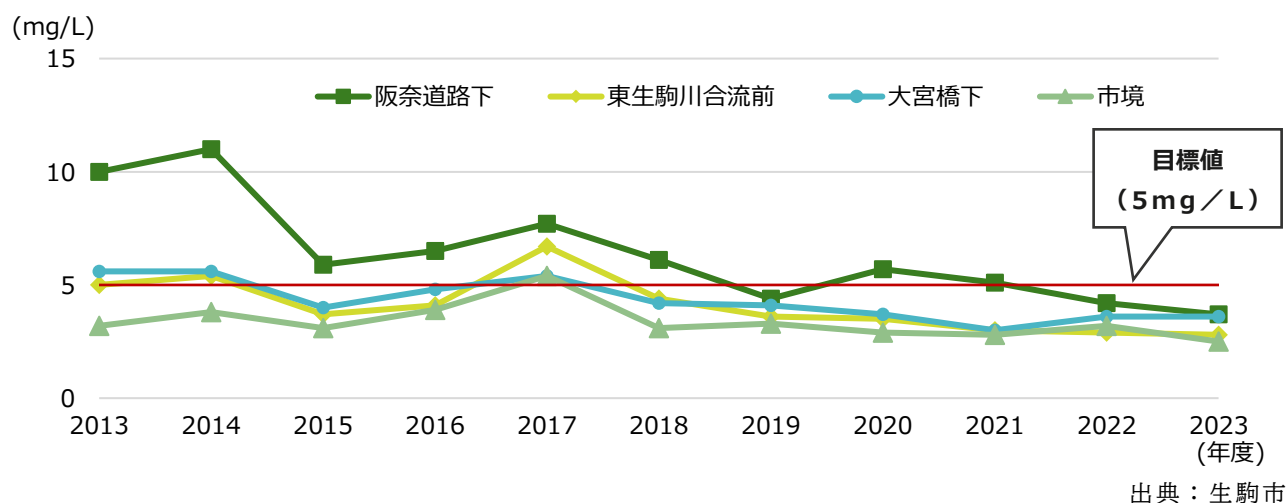


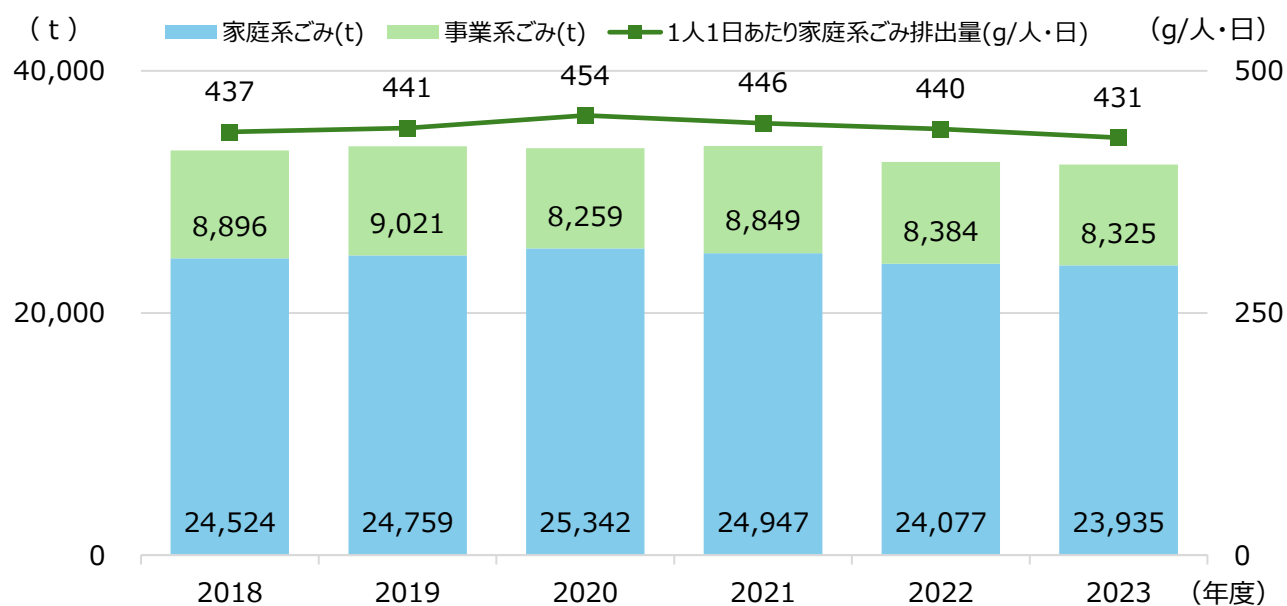
図 2-14 竜田川の BOD 推移

イ ごみの減量及び資源化

生駒市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画に基づき、ごみの減量化および資源化の取組を進めています。令和 5(2023)年度は家庭系ごみと事業系ごみともに令和元(2019)年度(基準年度)と比較して減少しました。

また、令和 5(2023)年度の再資源化率は 21.3%で、令和 4(2022)年度よりも増加しました。その要因として、各家庭での分別意識の向上や金属・電化製品を資源ごみとして収集する取組を開始したことが、再資源化率増加の理由と考えます。一方で、ペーパーレス化やインターネットニュースの普及に伴い、新聞や雑誌等の回収量は引き続き減少しています。

このような社会的変化に対応しつつ、ごみの減量をさらに向上させるために、市民・事業者・行政が連携し、普及啓発活動を一層推進することが重要です。



出典：生駒市

図 2-15 家庭系・事業系ごみと 1 人 1 日あたりの家庭系ごみ排出量の推移

ウ 食品ロス削減の取組

「まだ食べることができるが捨てられてしまう食品（食品ロス）」を削減するためには、各家庭で「食べきれる量を購入する」等の食品を余らせない意識を醸成することが大切ですが、賞味期限切れなどの理由で使い切れなくなる食品を無駄にしないために、家庭で余ってしまった食品を持ち寄り、それを必要としている福祉施設や団体に寄付する「フードドライブ」を実施しています。フードドライブの受付点数は、コロナ禍の影響もあり一時減少しましたが、近年は横ばいとなっています。令和 5(2023)年度は、地域の団体や企業の協力が進み、フードドライブへの参加が広がりを見せました。自治会や小学校、郵便局などに協力いただき、地域全体での取組が拡大しています。

今後も引き続き、さまざまな団体に呼びかけを行い、この取組をさらに広げていく必要があります。

また、フードドライブの受付場所を増やすことで、市民が持ち込みやすい環境を作ることと同時に、受付数をさらに増やすための普及啓発活動が必要です。

表 2-3 フードドライブ受付点数の推移

年度	2019	2020	2021	2022	2023
受付点数(点)	1,343	783	980	967	4,894

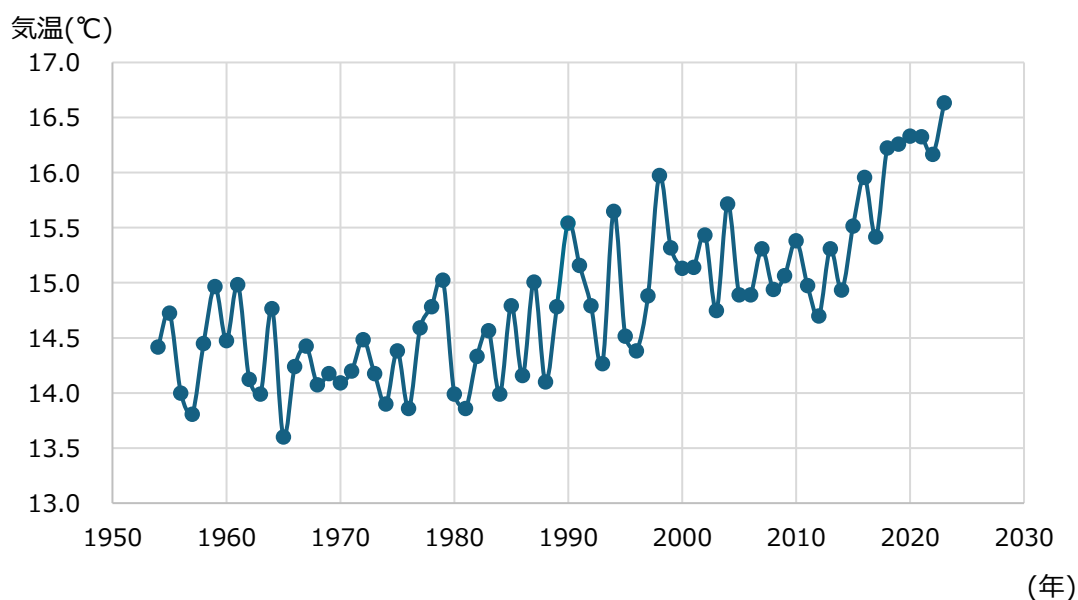
出典：生駒市

(5) 地球環境

ア 気象状況

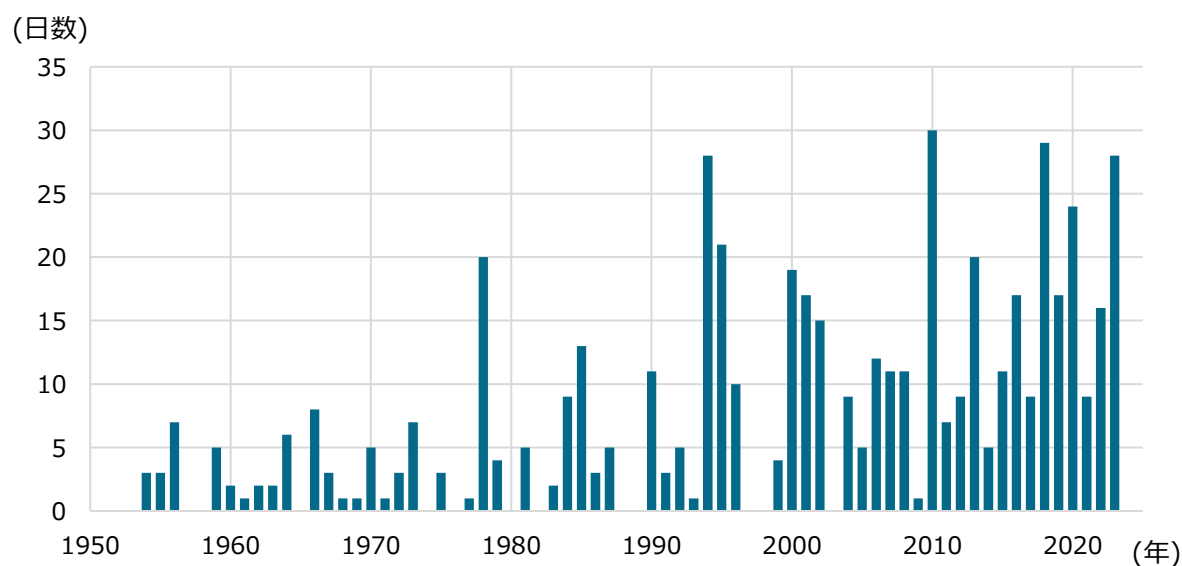
本市を含む奈良県の年平均気温は長期的な傾向として上昇しており、日最高気温 35℃以上の猛暑日の年間日数も上昇傾向にあります。

また、1 時間降水量 30 mm以上の極端な大雨の年間発生回数についても増加傾向にあり、大雨が降る確率が上がっていることが分かります。



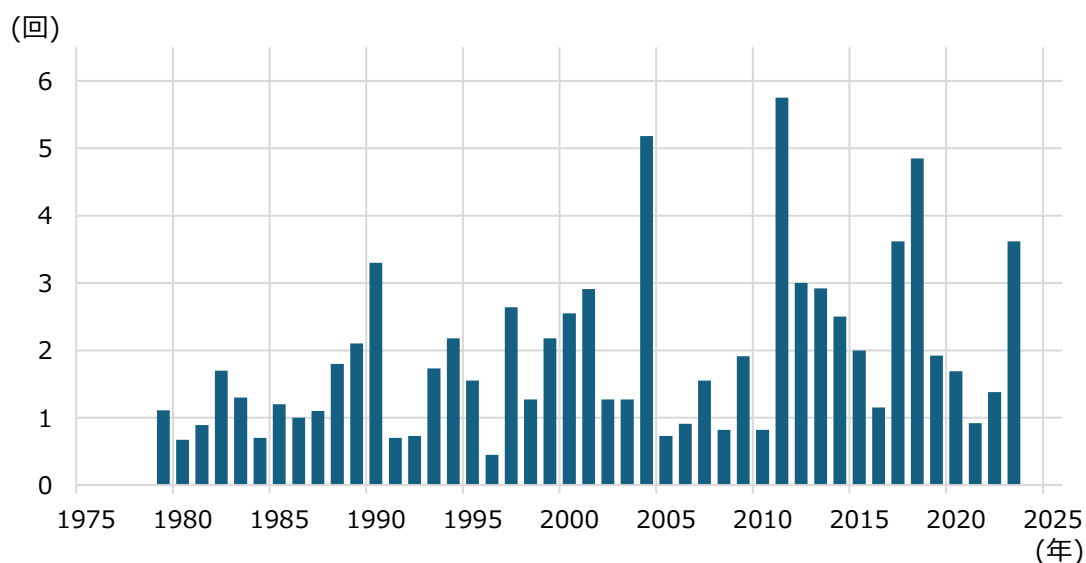
出典：気象庁ホームページ掲載データを基に作成

図 2-16 奈良県の年平均気温の推移



出典：気象庁ホームページ掲載データを基に作成

図 2-17 奈良県の日最高気温 35℃以上の年間日数（猛暑日）



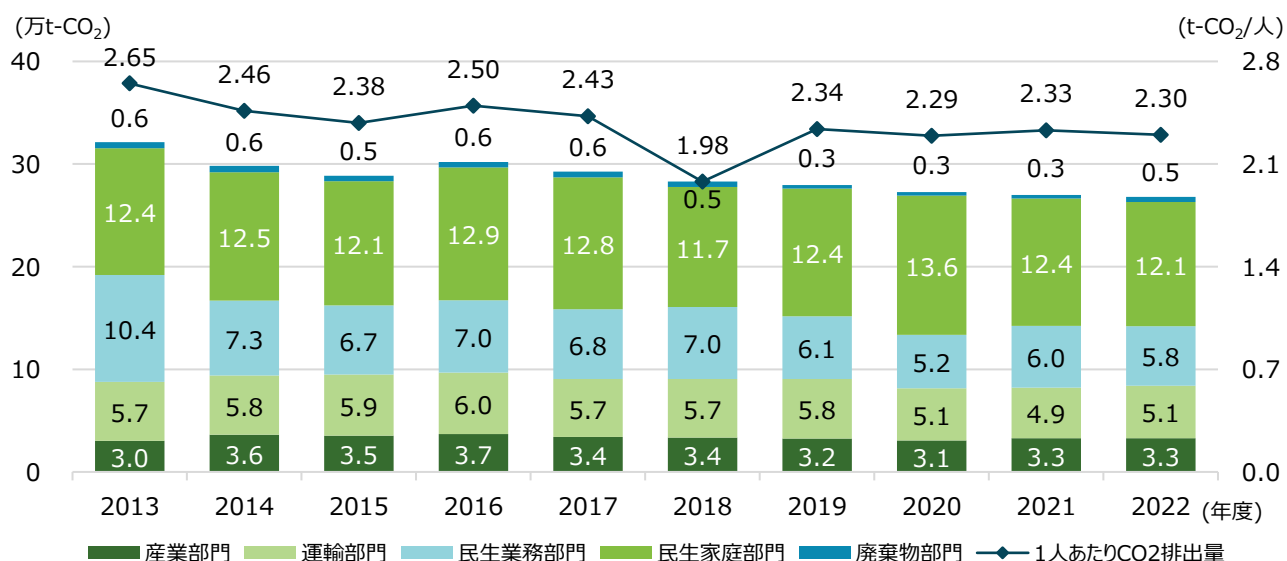
出典：気象庁ホームページ掲載データを基に作成

図 2-18 奈良県の 1 地点あたりの 1 時間降水量 30 mm 以上の年間発生回数

イ 温室効果ガス排出量

令和 4(2022)年度に市域全体から排出された温室効果ガス排出量は約 27 万 t-CO₂ で、基準年度の平成 25(2013)年度に比べ、約 16%減少しています。

排出割合の多い順に、民生家庭部門、民生業務部門、運輸部門となっており、民生家庭部門の排出割合が高いことが、住宅都市である本市の特徴となっています。令和 4(2022)年度末時点の 1 人あたり CO₂ 排出量が、目標値 2.16t-CO₂ に対し、2.30t-CO₂ にとどまっているため、さらなる削減が必要です。

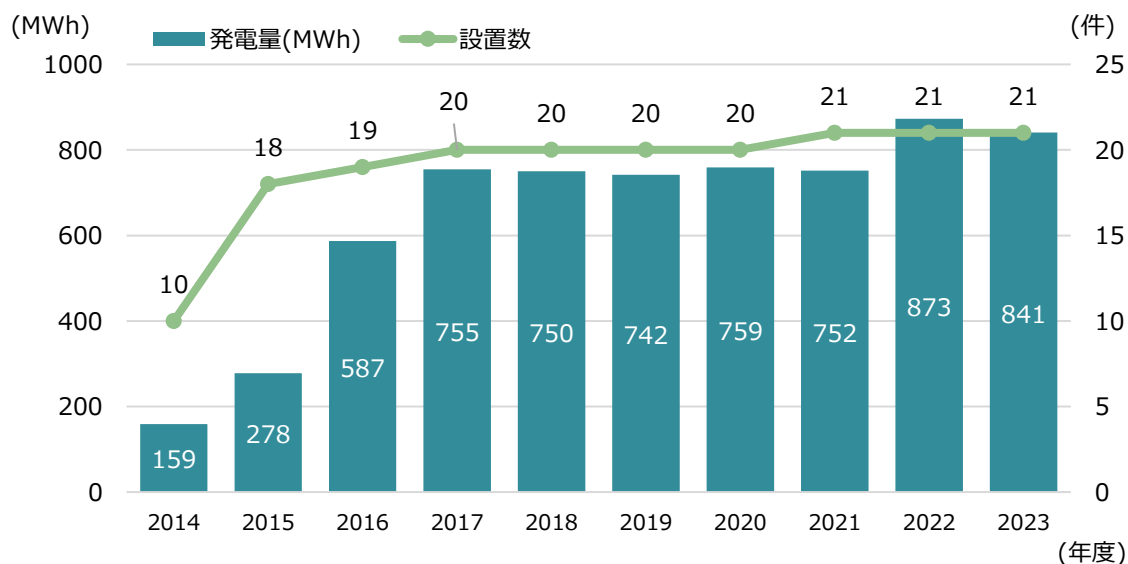


出典：生駒市

図 2-19 部門別温室効果ガス排出量の推移

ウ 再生可能エネルギーの導入

本市は市内公共施設への太陽光発電や小水力発電などの再生可能エネルギーの導入を進めています。公共施設に設置された太陽光発電は、平成 26(2014)年度の 10 施設・発電量 159MWh から、令和 5(2023)年度には 21 施設・発電量 841MWh まで増加しています。

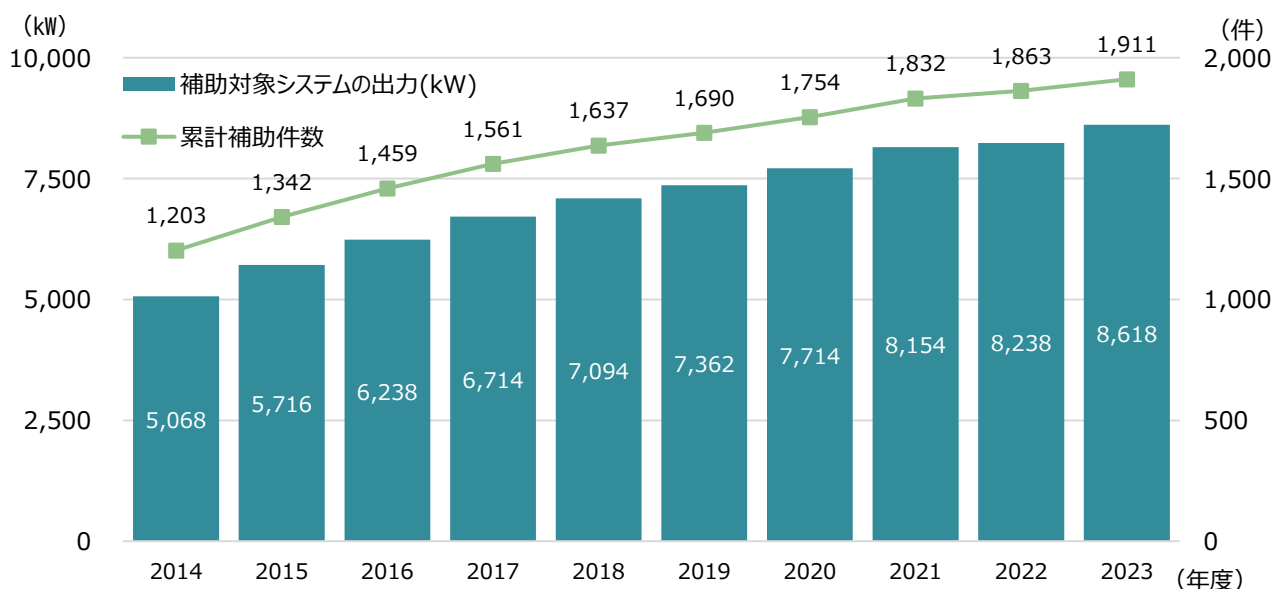


出典：生駒市

図 2-20 公共施設における太陽光発電システム設置施設数と発電量

また、市民一人ひとりの環境問題への取組意識を高揚し、クリーンエネルギー利用による環境活動を推進・誘導するため、平成 14(2002)年度から住宅への太陽光発電システムの設置に対する補助を実施しています。

太陽光発電システム設置補助の累計件数は 1,900 件を超え、家庭等における太陽光発電システムの設置数および出力の累計は、右肩上がりに拡大しています。



出典：生駒市

図 2-21 太陽光発電システム設置補助の件数と出力の累計

市域の再生可能エネルギーの発電量については、平成 26(2014)年度の 17,662MWh から令和 4(2022)年度の 39,685MWh と年々増加しています。その内訳としては、太陽光発電が大部分を占めています。

表 2-4 再生可能エネルギーによる発電電力量[MWh]

年度	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
太陽光発電 (10kW 未満※)	11,449	12,562	13,449	14,120	14,905	15,537	16,602	17,798	19,240
太陽光発電 (10kW 以上)	5,924	7,902	9,539	17,757	18,342	18,695	19,901	19,901	20,155
風力発電	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水力発電	289	289	289	289	289	289	289	289	289
地熱発電	0	0	0	0	0	0	0	0	0
バイオマス発電	0	0	0	0	0	0	0	0	0
再生可能 エネルギー合計	17,662	20,753	23,277	32,166	33,535	34,521	36,792	37,988	39,685

※太陽光発電（10kW 未満）設備の導入件数は比較的小規模な太陽光発電（住宅等に設置されるもの）を示すと考えられることから、住宅への太陽光発電の導入実績とみなすことができます。

出典：環境省 自治体排出量カルテ

エ 公共交通の利用

市内の公共交通の利用者数は、鉄道・路線バスともに新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて減少しましたが、近年は回復傾向にあります。

また、市内の公共交通機関の空白地域の解消や、中心市街地へのアクセス改善のためコミュニティバス「たけまる号」を市内 6 路線運行しており、1 路線で実証運行を行っています。市外で働く市民が多い住宅都市として、通勤時等における公共交通機関の利用を促すことが必要です。

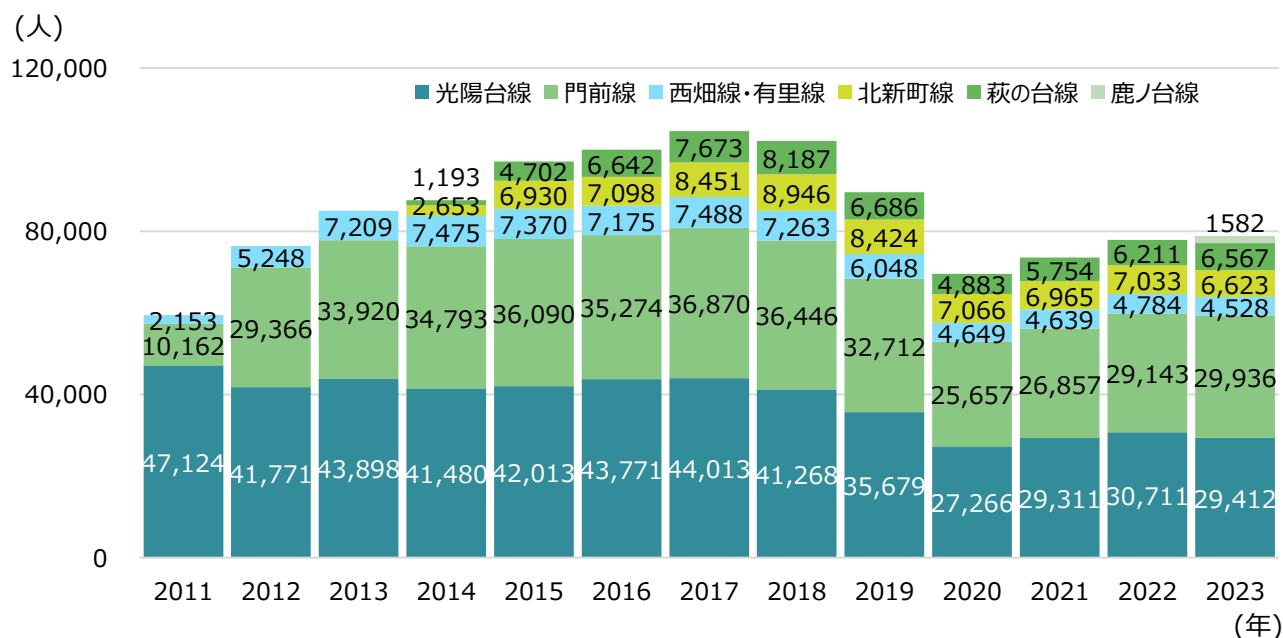


図 2-22 コミュニティバスの利用者数の推移

オ 電気自動車用急速充電器の運用

電気自動車の普及を促進するため、一般社団法人次世代自動車振興センターによる急速充電器設置工事に係る補助事業を受け、市役所・図書館・北コミュニティセンター・南コミュニティセンター・エコパーク 21 の 5 か所に急速充電器を整備し運用しています。

電気自動車用の急速充電器の利用実績について、令和 5(2023)年度の利用実績は令和 4(2022)年度と比較して多くの設置個所で充電量、利用回数ともに減少しており、運用方法の見直しが求められます。

表 2-5 電気自動車用急速充電器の利用実績

年度		2019	2020	2021	2022	2023
市役所	充電量(kWh)	701	501	424	345	181
	利用回数(回)	163	112	120	87	46
図書館	充電量(kWh)	1,163	1,088	476	444	436
	利用回数(回)	224	225	123	107	112
北コミュニティセンター	充電量(kWh)	1,385	1,265	1,826	1,622	489
	利用回数(回)	245	232	356	362	164
南コミュニティセンター	充電量(kWh)	884	782	247	190	155
	利用回数(回)	207	211	58	60	40
エコパーク 21	充電量(kWh)	381	273	399	338	272
	利用回数(回)	77	56	95	97	72

出典：生駒市

3

アンケート結果から見る現状・課題

(1) アンケート調査概要

ア 市民アンケート調査

表 2-6 市民アンケート調査概要

調査対象	18 歳以上の住民を対象とし、住民基本台帳から無作為抽出した 1,000 名に郵送するとともに、市施設への配架、SNS・ホームページで回答を呼びかけ
調査期間	2024 年 9 月 20 日～10 月 4 日 ※WEB 回答は 10 月 11 日まで
調査方法	二次元コードを貼付した調査票を郵送にて配布し、WEB 上と紙媒体のいずれかで回収
回答数・参考回答率	444 件・44.4%

イ 事業者アンケート調査

表 2-7 事業者アンケート調査概要

調査対象	生駒商工会議所加入会員のうち業種構成を勘案して抽出した 100 社に郵送するとともに、商工会議所加入会員にメールで回答を呼びかけ
調査期間	2024 年 9 月 20 日～10 月 4 日 ※WEB 回答は 10 月 11 日まで
調査方法	二次元コードを貼付した調査票を郵送にて配布し、WEB 上と紙媒体のいずれかで回収
回答数・参考回答率	67 件・67.0%

※端数処理の都合上、合計が 100%にならないことがあります。

(2) 市民アンケート

ア 環境問題に対する関心度

回答者の約 8 割が「とても関心がある」、「やや関心がある」と回答しており、多くの市民が環境問題に対して関心を持っています。

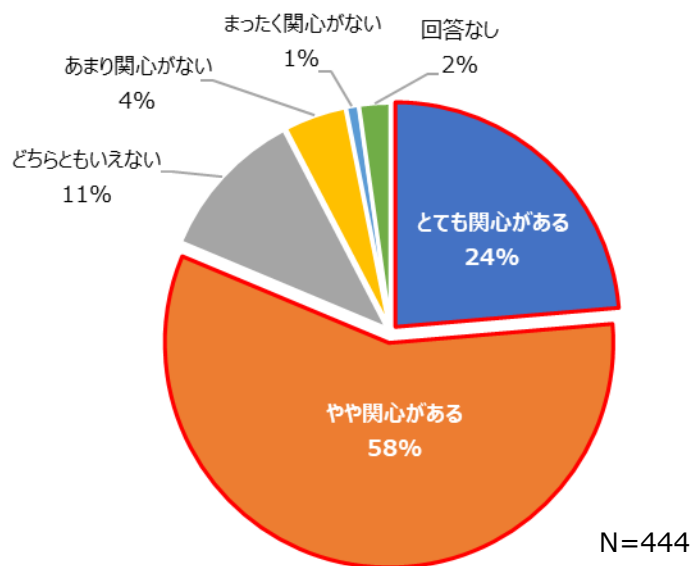


図 2-23 環境問題に対する関心度

表 2-8 平成 29(2017)年度実施のアンケート結果との比較

	平成 29(2017)年度	令和 6(2024)年度
とても関心がある	23%	↗24%
やや関心がある	55%	↗58%
どちらともいえない	14%	↘11%
あまり関心がない	4%	→4%
まったく関心がない	1%	→1%
回答なし	3%	↘2%

平成 29(2017)年度実施のアンケート結果と比較し、「とても関心がある」、「やや関心がある」と回答する人の割合が増加しています。環境問題に対する市民の関心を維持するとともに、高い関心を持つ市民が直接行動できる場の提供が必要です。

イ 「ゼロカーボンシティ宣言」、「脱炭素先行地域」の認知度

回答者の約6割が「ゼロカーボンシティ宣言」を行っていること、約8割が「脱炭素先行地域」であることを知らず、認知度が低いことが明らかになりました。

本市が環境問題解決のために取り組んでいる事業等について、市民への認知度向上の取組が必要です。

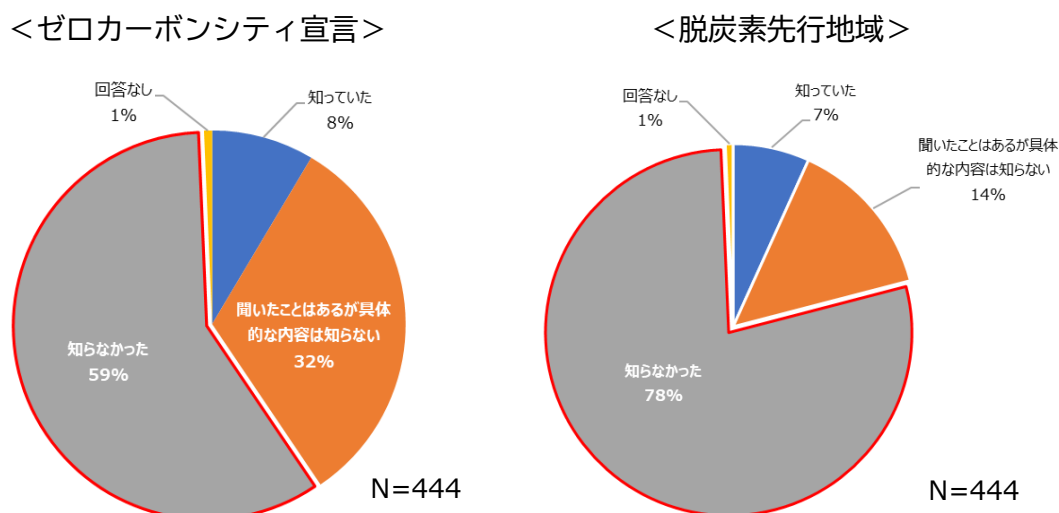


図 2-24 「ゼロカーボンシティ宣言」、「脱炭素先行地域」の認知度

ウ 市内の環境への満足度(上位 5 項目)

市内の環境について満足していることは、「日当たりの良さ」、「空気の綺麗さ」、「身近な緑の豊かさ」などが挙げられており、住宅都市として高く評価されています。

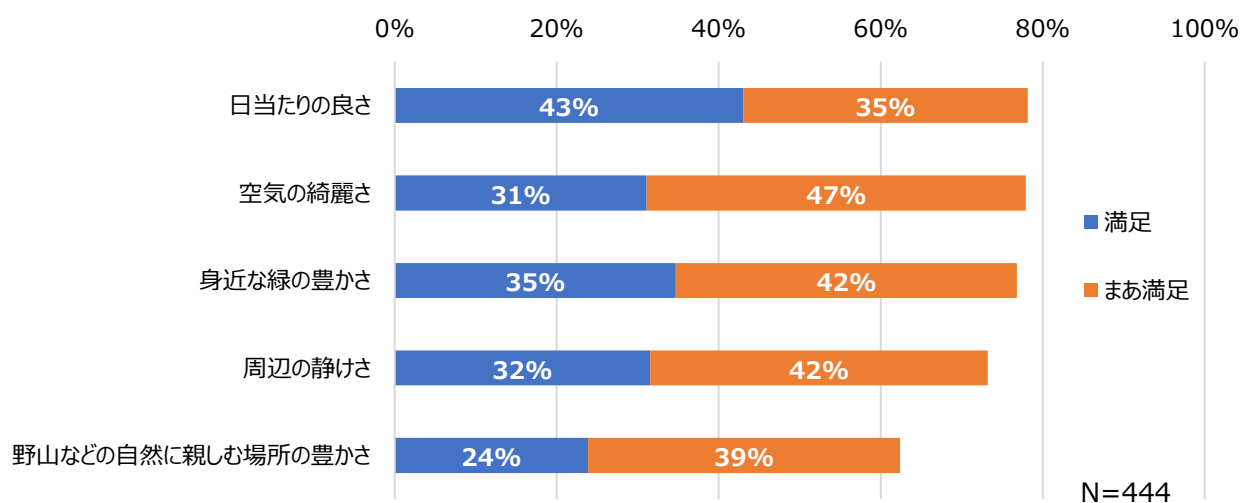


図 2-25 市内の環境への満足度(上位 5 項目)

表 2-9 平成 29(2017)年度実施の結果との比較（「満足」と「まあ満足」の合計）

	平成 29(2017)年度	令和 6(2024)年度
日当たりの良さ	84%	↗88%
空気の綺麗さ	84%	↘78%
身近な緑の豊かさ	87%	↘77%
周辺の静けさ	75%	↘74%
野山などの自然に親しむ場所の豊かさ	60%	↗63%
買い物などの日常生活の便利さ	62%	↘54%
ごみの減量やリサイクルなど 5R の促進	60%	↘52%

平成 29(2017)年度実施のアンケート結果と比較し、上位 4 項目に変わりはありませんでしたが、前は満足度の高かった「買い物など日常生活の便利さ」や「ごみの減量やリサイクルなど 5R の促進」などの項目の数値が下がっており、満足度向上のための施策検討が必要です。

エ 市内の環境への満足度（下位 5 項目）

市内の環境について満足度が不足していることは、「生駒の自然・文化の魅力が観光客等の訪問者によく知られている」、「小水力発電の導入」、「店舗・オフィスの環境保全に配慮した事業活動への取組」などが挙げられています。

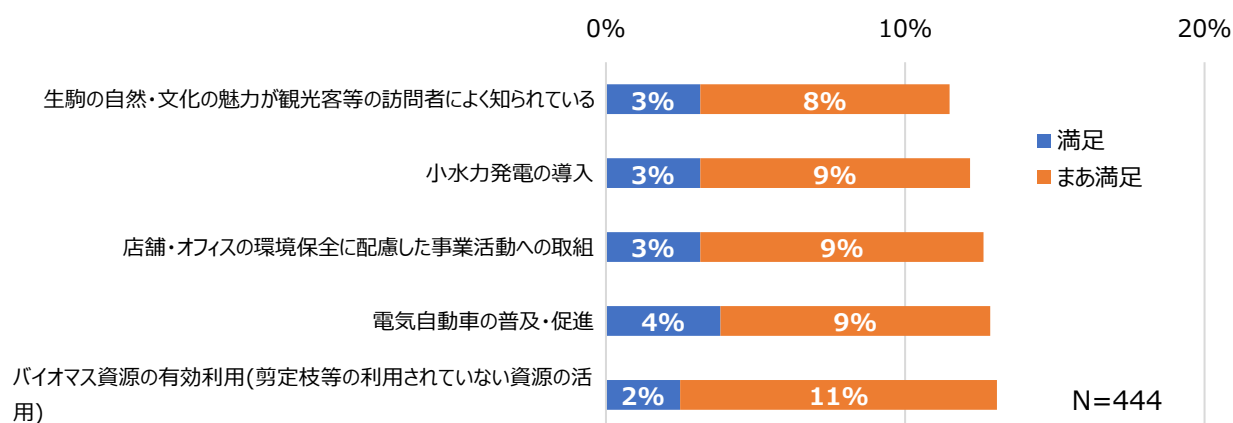


図 2-26 市内の環境への満足度（下位 5 項目）

表 2-10 平成 29(2017)年度実施の結果との比較（「満足」と「まあ満足」の合計）

	平成 29(2017)年度	令和 6(2024)年度
生駒の自然・文化の魅力が観光客等の訪問者によく知られている	8%	↗11%
小水力発電の導入	6%	↗12%
店舗・オフィスの環境保全に配慮した事業活動への取組	8%	↗12%
電気自動車の普及・促進	9%	↗13%
バイオマス資源の有効利用 (剪定枝等の利用されていない資源の活用)	7%	↗13%

平成 29(2017)年度実施のアンケート結果と同じ項目が下位 5 項目を占めています。前回と比較して数値は上がっていますが、さらなる満足度向上のための施策検討が必要です。

オ 市内の環境への満足度・重要度（まとめ）

「不満」～「満足」（5段階）、「重要でない」～「重要」（5段階）の選択肢をそれぞれ1～5ポイントに換算した場合の各平均値について、満足度が「2.15」、重要度が「2.55」となりました。分類ごとの項目は以下のとおりです。

「満足度が高く、重要度が高い項目」については満足度を維持するための取組、「満足度が低く、重要度が高い項目」については満足度向上のための取組、「満足度が低く、重要度が低い項目」については重要性を周知するための取組が求められます。

表 2-11 満足度が高く、重要度が高い項目（満足度平均値以上、重要度平均値以上）

	満足度	重要度
空気の綺麗さ	2.6	2.9
工事・事業所等による悪臭への対策	2.3	2.8
周辺の静けさ	2.6	2.8
重金属や化学薬品等による土壌汚染への対策	2.2	2.9
日当たりの良さ	2.7	2.8
ごみの減量やリサイクルなど 5R の促進	2.4	2.7
身近な緑の豊かさ	2.6	2.8
生態系に配慮した水辺の安全	2.2	2.7
動植物の豊かさ	2.3	2.7
野山などの自然に親しむ場所の豊かさ	2.5	2.7
公園や憩いの場所などの豊かさ	2.2	2.7
周辺の景観の美しさ	2.3	2.7
買い物などの日常生活の便利さ	2.3	2.8

表 2-12 満足度が低く、重要度が高い項目（満足度平均値未満、重要度平均値以上）

	満足度	重要度
川や池、水路などの水の綺麗さ	2.1	2.9
周辺の道路などの安全性	2.0	2.8
ごみの不法投棄への対策	2.0	2.8
ゲリラ豪雨等の気候変動に対応した防災対策	2.0	2.8
産業廃棄物の野積みや違法な処理（野焼き等）がされていないこと	2.1	2.8

表 2-13 満足度が低く、重要度が低い項目（満足度平均値未満、重要度平均値未満）

	満足度	重要度
電気自動車の普及・促進	1.9	2.0
公共交通の充実や自転車利用環境の整備等、自動車の利用を減らす取組	1.8	2.4
太陽光発電の普及・促進	1.9	2.0
小水力発電の導入	1.9	2.0
バイオマス資源の有効利用（剪定枝等の利用されていない資源の活用）	1.9	2.2
生き物と触れ合う場や機会が提供されている（生き物観察会等）	2.0	2.3
歴史を感じさせるものの豊かさ	2.1	2.3
生駒の自然・文化の魅力が観光客等の訪問者によく知られている	1.8	2.1
店舗・オフィスの環境保全に配慮した事業活動への取組	1.9	2.2
市内の環境に関する情報が十分に公開・発信されている	1.9	2.3
環境学習や環境教育が行われている	2.0	2.3
市民団体や事業者が環境保全活動へ取り組んでいる	2.0	2.3
地域における環境への活動が実施されている	2.0	2.3

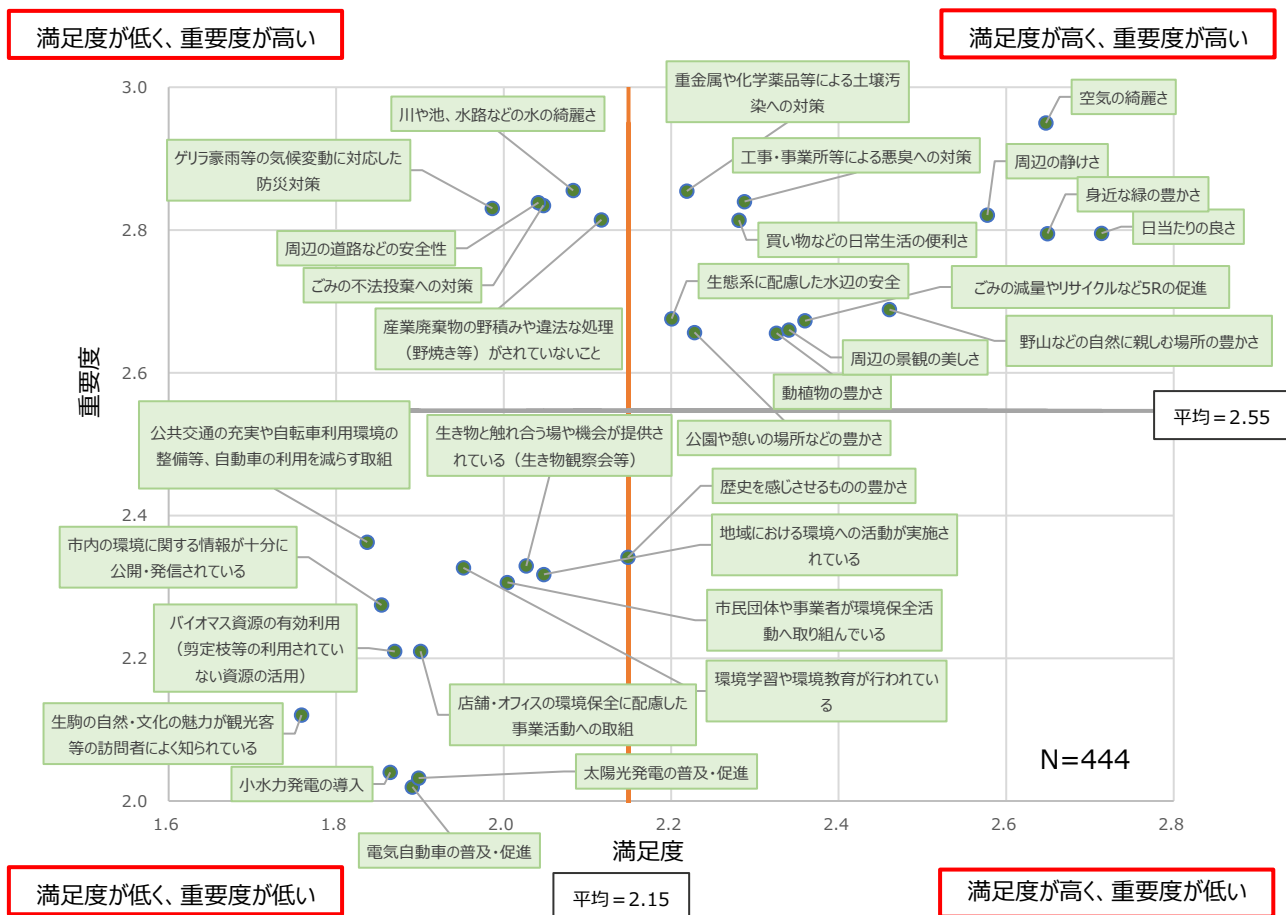


図 2-27 ポートフォリオ分析結果

(3) 事業者アンケート

ア 事業活動における環境配慮

約 7 割の事業者が「省エネなど、事業活動にメリットのある範囲で取り組みたい」と考えており、環境への配慮と事業活動の両立が求められています。

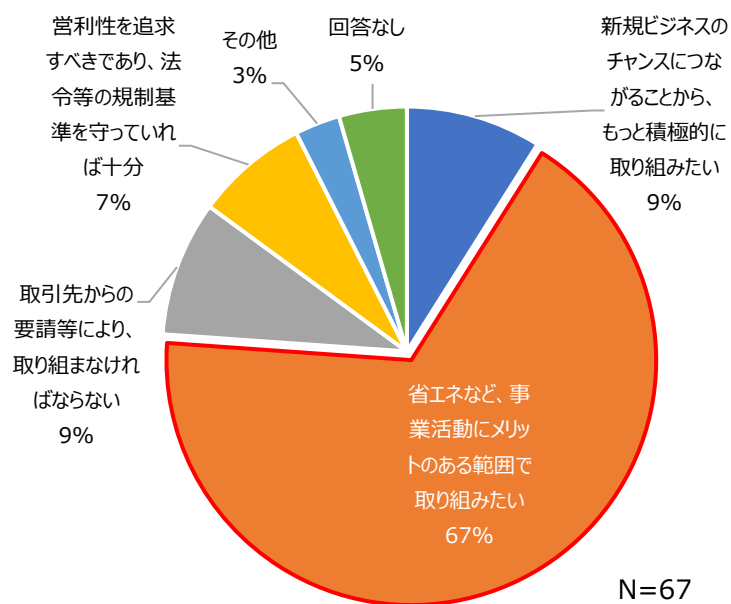


図 2-28 事業活動における環境配慮

イ 環境対策を進める上での課題

環境対策を進める上での課題として約6割の事業者が「資金の不足」を挙げ、次いで「ノウハウの不足」、「情報の不足」、「効果が不明」などが挙げられました。事業所の考える環境対策を進める上での課題と市に行ってほしい取組を踏まえた施策検討が必要です。

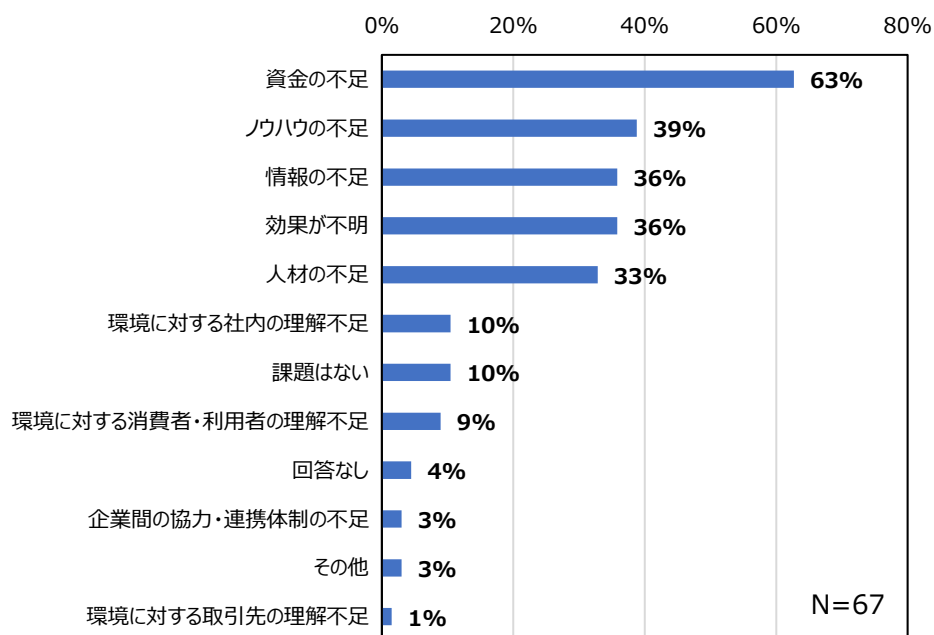


図 2-29 環境対策を進める上での課題

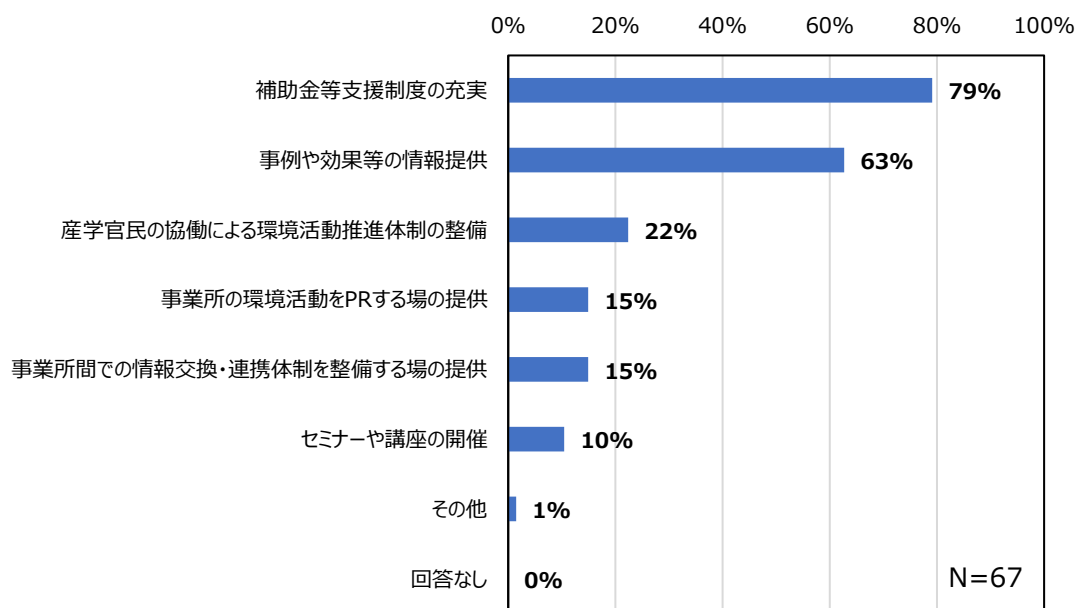


図 2-30 市に行ってほしい取組

ウ 事業者が考える市が重点的に取り組むべき環境対策

市が重点的に取り組むべき環境対策について、「都市公園や緑地などの自然環境の保全」が最も多く、次いで「バスなどの公共交通機関の整備や利用を促進するための仕組みの充実」、「山林や里山などの自然環境の保全」などが挙げられました。

取り組むべき環境対策の順位付けや必要性を鑑みて、今後も環境対策の一層の推進をしていく必要があります。

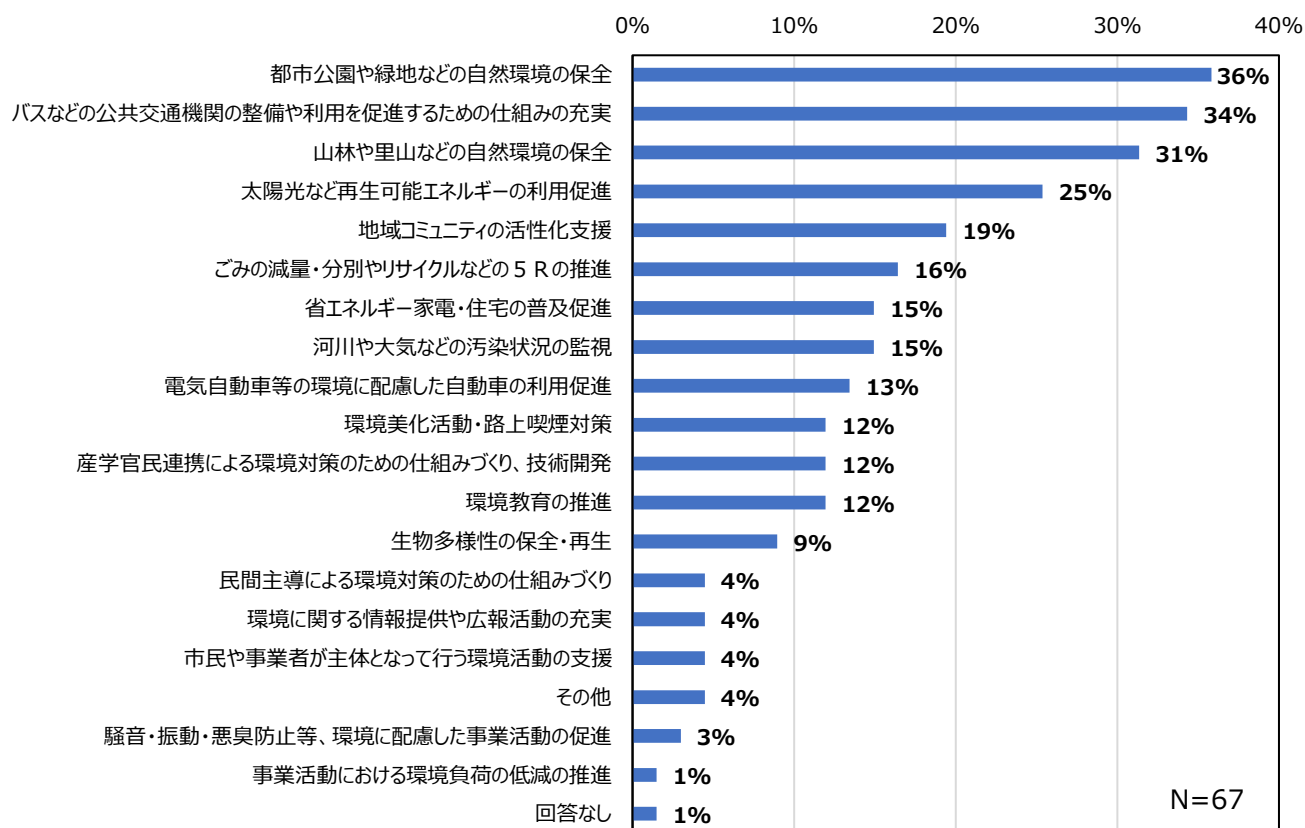


図 2-31 市が重点的に取り組むべき環境対策

(1) 4つの目標ごとの取組状況

本計画では、目指す環境像を実現するための4つの目標について、目標値を掲げる「代表指標」と、目標達成に向けた取組の推進について、その動向を把握するための参考とする「モニター指標」を複数設定し、毎年度、計画の進捗状況を評価しています。

各目標に対する指標の達成状況、成果及び今後の方向性は以下のとおりです。

目標1 自然環境 ～豊かで多様な自然と共生するまち～

① 指標の達成状況

<代表指標>

表 2-14 目標1 代表指標達成状況

指標	指標の説明	目標値 (2023)	実績値 (2023)
緑地面積の割合	市全域に対する緑地（農地を除く）面積の割合	47.90% (2022)	47.91%
遊休農地活用事業で利用されている農地面積	遊休農地活用事業で利用されている農地の面積（累計）	57,285m ²	59,579m ²

<モニター指標>

表 2-15 目標1 モニター指標の状況

指標	実績値
「適切な土地利用により、良好な都市環境と豊かな自然が調和したまちづくりが進んでいる」と感じる市民の割合	39.0% (2020) 33.1% (2022)
「市民、NPO、事業者が、花と緑であふれるまちに向けて取り組んでいる」と感じる市民の割合	40.0% (2020) 41.2% (2022)

② 成果

- 緑地面積の割合及び遊休農地活用事業で利用されている農地面積は、目標を達成しており、生物の生息・生育環境及び農地の保全を進めることができました。
- 市民団体等による花づくりや里山づくり、身近な自然と触れ合いながらの自然環境教育などを実施し、地域に愛着を持つ市民の増加につなげることができました。
- SNS等での公園の魅力情報等の発信や高山の魅力を紹介したパンフレットの作成・配布、動画の作成など、積極的な情報発信を行い、豊かな自然を活かした暮らしの推進につなげることができました。

③ 今後の方向性

- 市街化区域内の緑地の保全を含め、自然環境と調和したまちづくりを進めます。
- 地産地消の促進に向け、学校給食での地元農作物の導入や青空市場の開催等に取り組んでいますが、需要に対して、生産者や売り手の数が不足していることから、農家数の増加につながる取組を進めていきます。
- まちなかの緑化推進やイベントの実施等について、市民やイベント実施者が自走できる仕組みづくりに取り組みます。
- 生物多様性国家戦略の制定を踏まえ、地方自治体として、市民に向けた身近な生物多様性に関する普及啓発活動、学校教育を強化していきます。

目標 2 生活環境 ～安全・快適で資源循環型のまち～

① 指標の達成状況

<代表指標>

表 2-16 目標 2 代表指標達成状況

指標	指標の説明	目標値 (2023)	実績値 (2023)
下水道普及率	総人口に対する下水道整備済区域内人口の割合	73.5%	73.0%
再資源化率	ごみ発生量のうち、再資源化するために分別されるびん・缶・ペットボトル・ミックスペーパー等の重量の割合	28.8%	21.3%
家庭系燃えるごみの 1 人 1 日あたり排出量	1 人が 1 日に出す家庭系燃えるごみの排出量	405g	431g

<モニター指標>

表 2-17 目標 2 モニター指標の状況

指標	実績値	
汚水処理人口普及率	83.4% (2017)	85.4% (2023)
「環境美化の取組が進み、快適な生活環境が保たれている」と感じる 市民の割合	41.8% (2020)	45.2% (2022)

② 成果

- 公共下水道の整備や合併処理浄化槽の普及促進に取り組み、水質汚濁の防止につなげることができました。

- 「環境美化の取組が進み、快適な生活環境が保たれている」と感じる市民の割合が増加しています。
- 全国的に空き家が増加傾向にあるなか、本市では、官民連携で空き家の賃貸・売却を支援する「いこま空き家流通促進プラットフォーム」を中心とした市独自の空き家対策を実施してきた結果、平成28(2016)年度に1,444棟あった空き家が令和5(2023)年度は1,306棟と、7年間で138棟（約1割）減少しました。

③ 今後の方向性

- 今後も引き続き下水道や合併処理浄化槽の普及を進め、水質環境基準の目標値達成を継続していきます。
- SNS・デジタル技術の活用や企業連携による普及啓発を通じて、ごみの減量や資源化率の大切さを考えてもらうとともに、市民の行動変容を促す取組を進めていきます。
- 学習会の開催などをより効果的な事業とするためにも、民間主導による事業が継続的な取組として定着するための仕組みづくりに取り組みます。

目標3 地球環境 ～再エネの地産地消が進む超低炭素のまち～

① 指標の達成状況

<代表指標>

表 2-18 目標3 代表指標達成状況

指標	指標の説明	目標値 (2023)	実績値
再エネによる発電容量 の合計	市内の家庭・事業者が電気事業者と電力需給契約を締結した発電設備容量の合計	35,145kW	32,655kW (2023)
1人あたりCO ₂ 排出量	市域から排出された温室効果ガス排出量を算定し、各年の推計人口で除したもの	2.16t-CO ₂ ※	2.30t-CO ₂ (2022)

※環境モデル都市アクションプランで掲げている中長期目標を前提とした目標値

<モニター指標>

表 2-19 目標3 モニター指標の状況

指標	実績値	
「再生可能エネルギーの普及が進んでいる」と感じる市民の割合	13.7% (2020)	19.4% (2022)
「省エネルギー型の暮らしが定着している」と感じる市民の割合	24.5% (2020)	15.9% (2022)

② 成果

- 「再生可能エネルギーの普及が進んでいる」と感じる市民の割合が増加しています。
- 令和 5(2023)年 4 月に環境省の脱炭素先行地域に選定され、国の交付金を活用し、市内の公共施設や民間施設へ太陽光発電設備を設置することとなりました。
- ハザードマップや総合防災マップを作成し、市内約 51,000 世帯に全戸配布したことにより、危険箇所の周知が進みました。

③ 今後の方向性

- 1 人あたり CO₂ 排出量は減少しているものの目標を達成しておらず、環境モデル都市アクションプランで掲げている「基準年度の平成 25(2013)年度比で 2030 年度までに 50%削減、2050 年カーボンニュートラル」の実現を見据え、計画の着実な実行を継続します。
- 熱中症対策について、気候変動適応法の改正に基づく対応を進めていきます。
- 新型コロナウイルス感染症等の影響により減少した路線バスや電車等の公共交通機関の利用者数は回復傾向であり、引き続き拡充に取り組みます。

目標 4 コミュニティ ～環境意識と行動の輪が広がるまち～

① 指標の達成状況

<モニター指標>

表 2-20 目標 4 モニター指標達成状況

指標	実績値
環境に関する出前講座の参加人数	530 人(2023)
体験型イベント・講座の参加人数	4,290 人(2023)
「環境意識と行動の輪が広がるまちづくりが進んでいる」と感じる市民の割合	27.8%(2022)

② 成果

- 市ホームページに加え、広報紙や SNS など様々な媒体を活用し、環境イベントの開催やごみ収集時間の変更などの情報発信を行いました。
- 令和 3(2021)年 10 月に、本市をフィールドに活動する事業者、市民活動団体、教育・研究機関のパートナーシップを促進するため「いこま SDGs アクションネットワーク」を設立しました。

③ 今後の方向性

- 講座の参加者数等から市民の需要を把握し、登録メニューの見直しや発信すべき情報の取捨選択を行い、更なる行動変容を促進していきます。
- 環境教育・環境学習をより効果的に実施するためにも、民間主導による継続的な取組の定着を図ります。



第 3 章 望ましい環境の創造に向けて

1

本市が目指す望ましい環境像

本市は、生駒山をはじめ、里山や農地、市内に源流を持つ竜田川や富雄川の水辺など、豊かな自然に恵まれた居住環境を持つ住宅都市として発展してきました。大都市近郊でありながらも自然に恵まれているということは、本市の大きな財産であるとともに、そこで暮らす市民にとっての大きな誇りとなっています。

もう一つの大きな特長として、市民の活動が活発で、市民力が高いということがあります。人口の減少が見込まれる今後においても、引き続き市民との協働でまちづくりを進める必要があります。

また、市民アンケートの結果を見ると、市民が重要と考える環境施策について、公共交通の整備等による利便性の向上、移動のしやすさが重視されているほか、身近な緑環境の整備や山林・里山等の自然環境の保全が挙げられています。

さらに、市が今後力を入れていくべき施策について、環境分野の他に、子育て支援や高齢者・障がい者への支援、防災・減災が多く挙げられており、誰もが生涯にわたり安心して暮らせるまちづくりが求められています。

そこで、本市が目指す望ましい環境像について、前期計画を踏襲し、次のように定めます。

【 望ましい環境像 】

**豊かな自然と市民力を活かし、
持続可能な未来を築くまち いこま**

豊かな自然と市民力という本市が持つ 2 つの財産を活かし、住宅都市としての魅力を高め、多くの人がいつまでもここに住み続けたいと思うような持続可能な未来を築くことが本市の目指す方向性と考えます。

目指す環境像を実現するためには、環境の保全や創造など環境分野の施策を実施するだけでなく、経済、社会面やコミュニティの形成にも効果のある取組を進め、住みやすいまちにすることが求められます。

2

望ましい環境像を実現するための4つの目標

本市が目指す望ましい環境像を実現するために、4つの基本目標を設定しました。本計画では、その4つの目標達成のための取組を展開します。

また、第2章にて触れた国の「第六次環境基本計画」（令和6(2024)年5月）では、環境政策を起点として、様々な経済・社会的課題を同時に解決していくことにより、現在及び将来の国民一人ひとりの「ウェルビーイング/高い生活の質」を実現することが目的として明記されています。

これらの考え方を踏まえ、本計画においても4つの基本目標及び望ましい環境像の実現により、市民の「ウェルビーイング/高い生活の質」の実現に寄与することを目指し、取組を推進します。



図 3-1 望ましい環境像を実現するための4つの目標の相関

目標1 自然環境 ～豊かで多様な自然と共生するまち～

本市は、大都市近郊にありながら、生駒山をはじめ、里山や農地など、身近に自然を感じられる豊かな暮らしができるまちとして発展してきました。

この豊かな自然は、本市の魅力を象徴する存在であり、多様な生き物が生息する空間としても重要な役割を果たしています。これらを保全・活用し、今後も持続可能な形で次世代に引き継ぐことにより、その恵みを十分に受け、人と自然が共生するまちをつくれます。

目標2 生活環境 ～安全・快適で資源循環型のまち～

本市の空気のきれいさや周辺の静けさについては、市民の満足度も高く、住宅都市の良好な生活環境として高く評価されています。

また、これまで実施してきた市民・事業者との協働によるごみの発生抑制や再資源化に関する取組により、ごみの減量には一定の成果が見られますが、分別に対する意識の浸透は、依然として課題が残っています。今後はさらに分別意識を高めるため、啓発活動を積極的に進めていく必要があります。

良好な空気などの生活環境を守りながら、ごみの減量やまちの美化に取り組むことにより、安全・快適で資源を有効利用する持続可能な循環型のまちを形成します。

目標3 地球環境 ～再エネの地産地消が進む脱炭素のまち～

本市は、これまでも、市民団体や事業者と共同出資による地域新電力会社を設立し、再生可能エネルギーの普及に取り組むなど、大都市近郊の住宅都市として初めて選定された「環境モデル都市」として、CO₂排出量の削減など地球温暖化対策に積極的に取り組んできました。令和5(2023)年4月には、「脱炭素先行地域」に選定され、全国に先駆けて「二酸化炭素排出量実質ゼロ」を達成するための取組を加速させる必要があります。前述の電力会社を核として、再エネの地産地消が進む脱炭素のまちを目指すとともに、すでに起きている地球温暖化の適応策にも取り組みます。

目標4 コミュニティ ～環境意識と行動の輪が広がるまち～

持続可能なまちをつくるうえで、最も大切とされるのが、そこに暮らす人々の環境意識の向上と行動の活性化です。

そのためには、「自然環境」「生活環境」「地球環境」のどの分野にも共通して、市民・事業者・学校等と連携して環境教育を推進するとともに、多世代が楽しみながら環境に関する活動に参加し、継続することが必要です。

このため、目標1～3の3つの目標に分野横断的に取り組む目標として、環境意識と行動の輪が広がるまちを目指します。

3 代表指標とモニター指標

本計画では、以下に示すように、目指す環境像を実現するための4つの目標について、目標毎にその到達度を把握するため、目標値を掲げる「代表指標」と、目標値は設定しないが、目標達成に向けた取組の推進について、その動向を把握するための参考とする「モニター指標」を複数設定します。なお、目標4については取組が多岐に渡り目標値の設定が難しいことから、モニター指標のみを設定することとします。

モニター指標では、施策を実施した結果、市民の実感はどう変わったのかを把握する指標を中心に設定しています。

指標の設定にあたっては、上位計画である生駒市総合計画とも指標及び目標値を共有するなど整合を図ります。目標値については、生駒市環境マネジメントシステムを活用した評価を行い、進行管理（PDCA）を着実にを行うことを基本とします。

代 表 指 標

目標	指標	指標の説明	現状値 (2023年)	目標値	目標 年度
1 自然環境	「生駒市緑の基本計画（令和8(2026)年度改定予定）」で設定※1				
	遊休農地活用事業で利用されている農地面積	遊休農地活用事業で利用されている農地の面積（累計）	59,579㎡	62,285㎡	2028
2 環境生活	ごみ総排出量	家庭系ごみと事業系ごみの合計排出量	32,260t	28,610t※2	2030
	下水道普及率	総人口に対する下水道整備済区域内人口の割合	73.0%	74.8%	2027

3 地球環境	市域における温室効果ガス排出量	市域から排出された温室効果ガス排出量	27.0 万 t-CO ₂ ※3	16.1 万 t-CO ₂ ※4	2030
	1 人あたり CO ₂ 排出量	市域から排出された温室効果ガス排出量を算定し、各年の推計人口で除したもの	2.30t-CO ₂ ※3	1.40t-CO ₂	2030
	市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量	市が行う事務事業に伴い排出される温室効果ガスの排出量	23,868t-CO ₂ ※3	16,770t-CO ₂ ※5	2030
	再エネによる発電容量の合計	市内の家庭・事業者が電気事業者と電力需給契約を締結した発電設備容量の合計	32,655kW	52,918kW	2030
4 コミュニティ		モニター指標のみを設定			

※1：令和 8(2026)年度改定予定の「生駒市緑の基本計画」において、前期計画の指標「緑地面積の割合」に代わる指標を設定。

※2：生駒市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画における削減目標。

※3：令和 4(2022)年度実績。

※4：第 3 次生駒市環境モデル都市アクションプランにおける削減目標。

※5：生駒市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）における削減目標。

モニター指標

目標	指標	実績値
1 自然環境	「適切な土地利用により、良好な都市環境と豊かな自然が調和したまちづくりが進んでいる」と感じる市民の割合	33.1% (2022)
	「市民、NPO、事業者が、花と緑であふれるまちに向けて取り組んでいる」と感じる市民の割合	41.2% (2022)
2 生活環境	污水处理人口普及率	85.4% (2023)
	「環境美化の取組が進み、快適な生活環境が保たれている」と感じる市民の割合	45.2% (2022)
3 地球環境	「再生可能エネルギーの普及が進んでいる」と感じる市民の割合	19.4% (2022)
	「省エネルギー型の暮らしが定着している」と感じる市民の割合	15.9% (2022)
4 コミュニティ	「環境意識と行動の輪が広がるまちづくりが進んでいる」と感じる市民の割合	27.8% (2022)
	環境に関する出前講座の参加人数	530 人 (2023)
	体験型イベント・講座の参加人数	4,290 人 (2023)

第 4 章 具体的な施策

1 施策体系

望ましい環境像

豊かな自然と市民力を活かし、持続可能な未来を築くまち いこま

目 標

方向性・施策

1 自然環境

豊かで多様な
自然と共生する
まち

① 住宅都市の周囲に広がる里山を保全し、利活用を進めます

- 多様な自然の保全・活用
- 豊かな自然を活かした暮らしの推進
- 自然を活用したにぎわいの創出
- 水辺環境の保全

② 農地の利用を促進し、自然の恵みを体感できる環境づくりを進めます

- 農地利用の促進
- 農産物の地産地消の促進

③ まちなかの緑化を推進し、みどりを身近に感じられるまちづくりを進めます

- まちなかの緑化の推進
- 自然環境と調和する景観の保全・創出

2 生活環境

安全・快適で
資源循環型の
まち

① 大気・水質など生活環境のさらなる向上を目指します

- 大気汚染の防止
- 水質汚濁の防止
- 土壌汚染等の防止
- 騒音・振動対策の推進
- 悪臭の防止
- 水辺環境の保全

② ごみの少ない、資源を有効利用する循環型のまちを形成します

- ごみの発生抑制・リユースの促進
- 分別・リサイクルの推進
- 市民・事業者・行政による協働の推進
- 環境負荷の小さいごみ処理の推進
- 事業者や市民団体との連携による5Rの推進

③ 美しいまちを維持し、住宅都市の魅力向上を図ります

- 条例に基づく生活環境の向上
- 不法投棄防止の推進
- 道路・公園等の清掃活動の推進
- 空き家対策の推進
- 空き地対策の推進

3 地球環境

再エネの地産
地消が進む
脱炭素のまち

① 再生可能エネルギーの地産地消を進め、持続可能なまちを構築します

- 住宅・事業所等への再生可能エネルギーの普及促進
- 公共施設への再生可能エネルギーの率先的な導入
- いこま市民パワー株式会社と連携した取組による再生可能エネルギーの普及促進

② 家庭・事業活動・交通など、各分野におけるエネルギー需要の抑制と効率的な利用を進めます

- 省エネハウスの普及促進
- 公共施設の省エネルギーの推進
- エコオフィス等による行政の率先行動
- 環境にやさしい交通への転換
- 脱炭素型ライフスタイル、脱炭素経営の促進

③ 気候変動への適応策に取り組みます

- 適応策についての情報提供・啓発
- 将来の災害の増加に備えた、防災面での適応策の推進
- 健康リスクなどへの適応

4 コミュニティ

環境意識と行動
の輪が広がる
まち

① 環境教育・環境学習で環境に関心を持つ人を増やします

- 環境教育・環境学習の促進

② 多世代が環境の取組に楽しんで参加し、輪を広げる機会をつくります

- 環境に関する情報の公開・提供の推進
- 市民と環境との関わり合いの促進

③ 市民の交流参加の仕組みと多様な主体が連携協力する体制を充実します

- 協働とパートナーシップに基づく施策の推進

目標1 自然環境 ～豊かで多様な自然と共生するまち～

1 住宅都市の周囲に広がる里山を保全し、利活用を進めます

利用されることの少なくなった里山を、市民団体等との協働により整備し、生物の生息環境としての維持を図るとともに、各製品の生産の場として見直します。

また、自然との触れ合いの場、観光・魅力発信の資源として活用し、地域に愛着を持つ市民の育成や市に来訪・滞在する人の増加につなげます。

●市の取組

目的	内容
多様な自然の 保全・活用	・ 里山をはじめ、地域の生物の生息・生育環境を保全します。 ・ 里山整備活動へ支援するとともに、広く活動への参加を促します。 ・ 竹林の整備・活用を検討します。 ・ 自然に触れ合う体験・学習や情報発信等を行うことで、地域の自然環境を理解する機会をつくります。 ・ 生物多様性に配慮した公園や街路樹の整備・維持管理に努めます。
豊かな自然を 活かした暮らし の推進	・ 多世代が、生活の中で、気軽に自然に触れ合うことができる施設運営やイベントの開催を継続し、地域の自然を楽しむライフスタイルを普及させます。 ・ 地域の豊かな自然環境に触れ合いながら、市民の健康増進にもつながる機会を創出します。
自然を活用した にぎわいの創出	・ 豊かな自然環境を、観光コンテンツとしても積極的に活用します。
水辺環境の 保全	・ 河川の環境を保全し、大切にしようという意識を育むため、市民団体等と連携して進めている河川の清掃活動を継続します。

●各主体の取組

市民の取組

- 里山の歴史や動植物に関心を持ち、自然と触れ合う機会をつくれます。
- 里山整備活動に参加します。
- 生物多様性に配慮した商品を選びます。
- ペットの飼育や園芸等の管理に責任をもち、外来種の侵入を防ぎます。

事業者の取組

- 事業活動全体をととして、自然環境・生物多様性の保全に配慮します。
- 里山の整備活動など地域の自然環境の保全に協力します。

🔍 生物多様性とは

生物多様性とは、生き物や生態系の豊かさを表す言葉で、「様々な生態系に、さまざまな在来種が、さまざまな遺伝子を有して生きていること」です。

生き物は、長い進化の歴史を経て、お互いに繋がり合い、支え合ってきました。生物多様性は以下の3つのレベルでの多様性があります。

1 生態系の多様性

原生的な森林、中山間地の里地里山、河川・ため池等様々な自然があります。



2 種の多様性

動植物から細菌等の微生物に至るまで、様々な生き物がいます。



3 遺伝子の多様性

乾燥や暑さに強い個体、病気に強い個体等、種の中にも個体差があります。



出典：奈良県 生物多様性なら戦略

2 農地の利用を促進し、自然の恵みを体感できる環境づくりを進めます

獣害対策を講じながら農地の保全・活用を図り、農産物の地産地消を促進することで、市民の食生活や健康を支える環境づくりを進めます。

また、農業体験など自然との触れ合いの場を創出することで、自然の恵みで生活が支えられていることの理解を深めます。

●市の取組

目的	内容
農地利用の促進	・ 多様な主体と連携・協力して獣害による農地被害の対策を進めます。 ・ 市民や活動団体などとの参画により、遊休農地の発生防止及び利用を促進します。 ・ 農業を通じて自然の大切さを学び、理解を深める機会として、農業体験学習を実施します。 ・ 農業以外の仕事をしながら農業を始めたい人（半農半X）、自給農や将来農業に取り組みたい人向けの講座などを実施し、農業を始めたい人を支援します。
農産物の地産地消の促進	・ 地元農産物の学校給食への導入を支援します。 ・ 販売促進イベントの開催や、市内の生産者と飲食店、住民をつなぐ「いこまレストラン」の開催など、地元農産物の生産・販売・購入・消費を推進する取組を支援します。

●各主体の取組

市民の取組

- 市が実施する施策に連携協力し、遊休農地の活用を推進します。
- 地域の農業に関心をもち、地元の農産物を選んで購入します。
- 農地を活用した取組に積極的に参加します。

事業者の取組

- 市が実施する遊休農地の活用や地産地消の促進のための施策に協力・連携します。
- 市民や市と協力しながら、地域の農地を活用した取組に参加します。
- 農業の魅力を発信する体験学習の機会提供や市の取組に協力します。

いこまファーマーズスクール

本市では、農業以外の仕事をしながら農業を始めたい人（半農半X）、自給農や将来生業として農業に取り組みたい人など向けの講座「いこまファーマーズスクール」を開校しています。

指導員レクチャーのもと、共同体験農園で野菜づくりや農業に関する講習（座学）を受講できます。



市内野菜がずらり！青空市場

本市内の生産者が採れたての野菜を販売している青空市場では、生産者が自ら店頭に立ち販売します。生産者とのコミュニケーションを楽しみながら、鮮度の良い野菜が安心して買える機会となっています。



※令和 6(2024)年 7 月時点

出典：生駒市

3 まちなかの緑化を推進し、みどりを身近に感じられるまちづくりを進めます

一人ひとりが生活の中でみどりを身近に感じることができる環境の重要性を理解し、地域でみどりを育む取組を進めるとともに、みどり豊かな自然環境と調和する景観づくりに取り組みます。

●市の取組

目的	内容
まちなかの緑化の推進	・ 市民や市民団体と連携し花のまちづくりセンターの魅力を充実させ活性化を図るとともに、団体等の緑化活動を支援し花と緑のまちづくりを推進することで地域の魅力を高めます。 ・ 市民参画による公園の緑化・再整備を進めます。 ・ 安全・安心で快適なまちを創出するため、公園・緑地の樹木や街路樹の計画的かつ適正な維持管理に努めます。
自然環境と調和する景観の保全・創出	・ 景観法の規定に基づく「景観行政団体」として、市民や事業者などとともに、豊かな緑に彩られた本市の特性に応じた景観を保全し、創出します。

●各主体の取組

市民の取組

- 地域・庭先の緑化やみどりのカーテンづくりなど、身近な緑化に努めます。
- 緑化や景観保全に関する活動に積極的に取り組みます。

事業者の取組

- 事業所の敷地や建物の緑化に努めます。
- 緑化や景観保全に関する活動に積極的に取り組みます。

目標2 生活環境 ～安全・快適で資源循環型のまち～

1 大気・水質など生活環境のさらなる向上を目指します

良好な大気環境を維持するとともに、河川の水辺環境の保全を図り、生活環境の向上を目指した取組を進めます。

●市の取組

目的	内容
大気汚染の防止	・ 有害物質による大気の汚染状況などについて、道路沿道や各観測地点における適切なモニタリングや情報提供を推進します。
水質汚濁の防止	・ 河川水質向上のため、河川のモニタリングや水質事故発生時の適切な対応など、水環境の監視体制を充実させます。 ・ 公共下水道の整備と合併処理浄化槽の普及により、河川水質の向上を図ります。
土壌汚染等の防止	・ 「生駒市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例」に基づき、土壌汚染や土砂等の崩落などの未然防止を図ります。
騒音・振動対策の推進	・ 工場、事業所、建設工事、道路などを原因とする騒音・振動への対応を進めます。
悪臭の防止	・ 悪臭による相談、苦情には、法令等に基づく対応を進めます。
水辺環境の保全	・ 河川に生息する生き物の調査を定期的に実施することで、水辺環境の状況を把握し、再生につなげます。

●各主体の取組

市民の取組

- 公共下水道への接続や合併処理浄化槽の設置に積極的に取り組むとともに、適正な維持管理を行います。
- 近所迷惑になるような音、におい、煙等が出さないように心がけます。
- 河川の美化活動に積極的に参加します。

事業者の取組

- 環境汚染防止に関する法令等を遵守します。
- 大気汚染物質の排出による環境負荷の低減等を進め、継続的な環境改善に取り組みます。
- 公共下水道への接続や合併処理浄化槽の設置に積極的に取り組むとともに、適正な維持管理を行います。
- 事業所排水の浄化を徹底し、規制を遵守します。
- 建設工事等の事業活動で発生する土砂の減量化を図り、条例に則った埋立てを遵守します。
- 低騒音の機械・設備を導入するなど、騒音の発生を抑制します。
- 河川の美化活動に積極的に参加します。

2 ごみの少ない、資源を有効利用する循環型のまちを形成します

ごみ減量化・資源化の取組を継続・発展させ、市民・事業者・行政の協働によって、ごみの減量化と地域コミュニティの活性化を図り、持続可能な循環型社会を形成します。

●市の取組

目的	内容
ごみの発生抑制・リユースの促進	・ もったいない食器市や家具等のリユース市の開催など、日用品の再使用を促進します。 ・ フードドライブ^{※1}の実施・拠点拡大などにより、食品ロスの発生抑制に取り組めます。 ・ 市民への情報提供を充実させるとともに、家庭から出る生ごみの減量化を図るため、3キリ運動^{※2}などの取組を推進します。
分別・リサイクルの推進	・ 自治会等が実施する集団資源回収への支援や、ごみ減量・資源化の取組のさらなる啓発を図ります。 ・ ごみ処理に関する体験型学習への市民の参加を促し、日常生活での実践行動につながるような啓発を行います。 ・ ペットボトルの BtoB リサイクルのように、より環境効果の高いリサイクル手法の採用を検討します。
市民・事業者・行政による協働の推進	・ 複合型コミュニティ「まちのえき」のような地域住民の活動拠点を活用し、生ごみ処理機の利用促進や資源ごみの回収等の取組を進めます。 ・ ごみ減量・資源化の手法や活動に関する情報提供や環境教育を進め、市民の理解を深めます。
環境負荷の小さいごみ処理の推進	・ 公共施設や公共事業をはじめ、市域から排出される木質廃棄物を木質チップ化し、バイオマス発電の燃料として再生利用します。
事業者や市民団体との連携による5Rの推進	・ 家庭の不用品等を取りまとめて販売する取組など、いこま市民パワー株式会社等の事業者や市民団体と連携し、地域ごとのニーズや課題に応じた5R施策を推進します。

※1 フードドライブ：家庭で余っている食品を地域の福祉施設や生活困窮者支援団体に寄付する活動

※2 3キリ運動：食材を使い切る「使いキリ」、食べ残しをしない「食べキリ」、生ごみの水分を取り除く「水キリ」、の3つの「キリ」を合言葉に生ごみを減量する運動

●各主体の取組

市民の取組

- 不必要なものは買わない、詰替用製品を購入するなど、ごみ発生量の削減を進めます。
- 買い物や外食の際は、食べきれる量の購入・注文に努めます。
- ごみ分別のルールを守り、集団資源回収など資源化に取り組めます。
- 廃食用油やインクカートリッジ、陶磁器、食器の拠点回収に協力します。
- もったいない食器市やリユース市、フリーマーケットなどを活用し、まだ使えるものの有効利用を図ります。

事業者の取組

- リサイクルしやすい製品の開発や販売に努めます。
- 事業系一般廃棄物の分別に取り組み、資源化を推進します。
- 食料品販売店は、食品ロス対策のため、販売期間内に商品売り切る工夫を実施します。
- 飲食店は、食品ロス対策のため、量り売りや小分け売り、ハーフサイズの提供などに努めます。

生駒市が進める 5R

5R とは、

- ・ごみをださない：Reduce（リデュース）
- ・繰り返し使う：Reuse（リユース）
- ・資源として別のものに作り変える：Recycle（リサイクル）

の3つのRからなる3Rに、

- ・修理して使う：Repair(リペア)
- ・受け取らない：Refuse(リフューズ)

を加えたものです。

市や関係団体では、5R を学べる講座等を開催しています。



出典：生駒市

3 美しいまちを維持し、住宅都市の魅力向上を図ります

道路・公園・空き地等が適切に管理され、美しく保たれている状態を維持し、市民が快適に過ごすことのできる環境を保全します。

近年、増加傾向にある空き家についても、適切な対策を進めることで、住宅都市としての魅力向上を図ります。

●市の取組

目的	内容
条例に基づく生活環境の向上	・ 「生駒市まちをきれいにする条例」に基づき、たばこの吸い殻や空き缶などのポイ捨て・ペットのふん放置等がないまちづくりを進めます。 ・ 「生駒市歩きたばこ及び路上喫煙の防止に関する条例」に基づき、喫煙する人としめない人が互いに安全で快適に過ごせる生活環境の確保に努めます。
不法投棄防止の推進	・ パトロールや監視カメラの貸出など、不法投棄の防止施策等を進め、美しいまちを保ちます。
道路・公園等の清掃活動の推進	・ 地域が担う道路や公園等の清掃活動を支援するなど、協働による美しいまちの維持管理に努めます。
空き家対策の推進	・ 「いこま空き家流通促進プラットフォーム」の運営支援や空き家や住まいに関するセミナーや相談会の開催など、空き家の流通促進に取り組めます。 ・ 管理不全な空き家の所有者等に啓発、助言、指導を行い、適正管理を誘導します。
空き地対策の推進	・ 「生駒市まちをきれいにする条例」に基づき、適正な空き地管理の啓発、勧告等に取り組めます。

●各主体の取組

市民の取組

- ポイ捨て、歩きたばこ、路上喫煙をしないなど、公共マナーを守ります。
- ペットを散歩させる際は、責任をもって、排せつ物の処理を適切に行います。
- 清掃活動を行うなど環境美化に取り組めます。
- 土地や建物を適切に管理し、環境意識を高めるよう努めます。

事業者の取組

- 環境美化活動に参加・協力します。
- 産業廃棄物は適切に管理・処分します。

市の取組紹介

🔍 いこま空き家流通促進プラットフォーム

いこま空き家流通促進プラットフォームとは、市内の空き家の売却・賃貸を支援する仕組みであり、不動産や建築等、不動産流通に関わる専門家が参画しています。



空き家を売りたい・貸したい方へ

生駒市内の
空き家限定

専門家におまかせ！

空
き
家
の
悩
み

市と連携

私たちがいこま空き家流通促進プラットフォームです。

 生駒市 プラットフォームの 申込窓口	 宅建士 不動産の仲介など	 司法書士 相続の手続きなど	 建築士 建物の状態調査や 改修プラン提案など
 土地家屋 調査士 敷地の境界 調査など	 建築施工 リフォーム 解体工事など	 銀行 ローンの相談など	 NPO 空き家バンクの 活用など

※専門家への初回相談は無料です。

出典：生駒市

目標3 地球環境 ～再エネの地産地消が進む脱炭素のまち～

1 再生可能エネルギーの地産地消を進め、持続可能なまちを構築します

平成29(2017)年7月に民間事業者や市民団体等との共同出資により設立した「いこま市民パワー株式会社」と連携しながら、家庭や事業所への太陽光発電の普及、公共施設への再生可能エネルギーの率先的導入によって、地域でつくった再生可能エネルギーを、地域の中で消費できる仕組みを構築し、持続可能なまちづくりを進めます。

●市の取組

目的	内容
住宅・事業所等への再生可能エネルギーの普及促進	・ 太陽光発電等の再生可能エネルギーに関する情報提供や導入支援等により、家庭への再生可能エネルギーの普及を進めます。 ・ 事業所や集合住宅、自治会の集会所等についても、情報提供等により、太陽光発電設備等の設置を促します。
公共施設への再生可能エネルギーの率先的な導入	・ 公共施設に率先して再生可能エネルギーの導入を進めることにより、市全体として、再生可能エネルギーの利活用に取り組む機運の醸成に努めます。 ・ 市民団体が取り組む市民共同発電所への支援を継続し、再生可能エネルギーの普及を進めます。
いこま市民パワー株式会社と連携した取組による再生可能エネルギーの普及促進	・ 脱炭素先行地域の対象施設や家庭への太陽光発電及び木質バイオマス発電等の再生可能エネルギーの普及を促進します。 ・ いこま市民パワー株式会社を通じた太陽光発電及び木質バイオマス発電等の再生可能エネルギーの普及を促進します。

●各主体の取組

市民の取組

- 太陽光発電等の再生可能エネルギーの導入や利用に努めます。
- 地域内でつくられた再生可能エネルギーを積極的に利用します。

事業者の取組

- 再生可能エネルギーの導入や利用に努めます。

市の取組紹介

いこま市民パワー株式会社

いこま市民パワー株式会社は、地産の再生可能エネルギー由来の電気を最優先で調達し、地域の市民・企業に供給する自治体新電力会社であり、電力事業を通じたまちづくりを推進しています。

いこま市民パワー株式会社の電力事業を通じてエネルギーの地産地消と再生可能エネルギーの普及・脱炭素化を図るとともに、従来は市外の電力会社に支払われていた電気料金がいこま市民パワー株式会社に支払われることにより地域内資金循環の促進等による地域経済の活性化が図られます。さらに、事業収益を株主に配当することなく、地域還元することにより、地域課題の解決や生活利便性の向上を図っています。

【地域における役割】

1 再生可能エネルギー電気の調達・供給

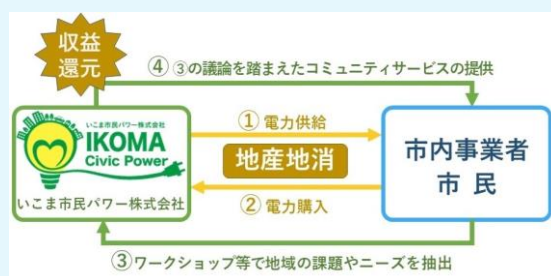
固定価格買取期間を満了した家庭の太陽光発電等の再生可能エネルギー電気を集約し、地域の市民・事業者に供給します。

2 コミュニティサービス

契約者集会・ワークショップ等を通じて地域課題や住民ニーズを把握し、コミュニティサービスとして収益還元事業を行います。

3 まちづくり会社

生駒市で活躍する市民・団体・企業のハブとして、コミュニティの活性化と地域課題の解決に貢献します。



出典：生駒市

2 家庭・事業活動・交通など、各分野におけるエネルギー需要の抑制と効率的な利用を進めます

デジタル技術を活用した電力消費量の見える化や分散型エネルギーシステム、省エネ関連設備の導入によって、温室効果ガス排出量の割合が高い民生部門での省エネルギー対策を着実に進め、自動車に依存しない環境にやさしい交通への転換を進めることで、エネルギーを効率的に利用するまちづくりを進めます。

●市の取組

目的	内容
省エネハウスの普及促進	住宅への省エネ関連設備導入を促し、エネルギー消費量の見える化、省エネに関する情報提供等により、住宅の省エネ化を促進します。
公共施設の省エネルギーの推進	公共施設を改修する際には、LED 照明等の省エネ設備を率先して導入するよう努めます。
エコオフィス等による行政の率先行動	市役所や出先機関において、これまでも継続してきたエコオフィスの取組を徹底して実施します。
環境にやさしい交通への転換	- 公共交通機関や自転車の利用を促すとともに、地域特性に応じた公共交通システムの構築検討を進め、自動車に依存しない交通への転換を図ります。 - 歩行者空間を整備することで、歩行者が安全・安心に歩行を楽しめるようにします。 - EV カーシェアリング事業など、EV 車の利用促進に向けた事業検討を行うとともに、EV 車等の導入に関する情報提供等により、車両のEV 化を図ります。
脱炭素型ライフスタイル、脱炭素経営の促進	- デコ活※に関する情報提供や環境学習の実施等により、脱炭素型のライフスタイルへの移行を促進します。 - 企業向け省エネ診断の利用促進や省エネ技術・事例、補助金・支援制度の情報提供など、事業者の省エネを促進します。

※次頁参照

デコ活

「デコ活」とは、「脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動」の愛称であり、「CO₂を減らす（Decarbonization：脱炭素）」、「環境に良いエコ（Eco）」を含む「デコ」と、「活動・生活」を組み合わせた新しい言葉です。本市においても「デコ活」の趣旨に賛同し、令和6(2024)年4月に「デコ活宣言」を行いました。



出典：環境省 デコ活ホームページ

各主体の取組

市民の取組

- 住宅には、高断熱・高気密性能など、省エネに配慮した工夫を施します。
- 住宅への HEMS の導入など、エネルギーの見える化に取り組みます。
- 環境にやさしい移動に努めます。
- デコ活の趣旨に賛同し、省エネ型の暮らしを実践します。

事業者の取組

- 事業所において、省エネに配慮し、高断熱・高気密性能の確保など、省エネルギー性能の高い新築、改築又は設備改修を行います。
- 社員への省エネ行動の教育や、「省エネ診断」の受診など、エネルギー使用量の削減に努めます。
- 通勤や事業活動の際は、環境にやさしい移動に努めるとともに、自動車の導入、更新の際は CEV を選択します。
- デコ活の趣旨に賛同し、生駒市と連携して脱炭素型のライフスタイルへの移行を促進します。

3 気候変動への適応策に取り組みます

持続可能なまちづくりを進めるにあたり、地球温暖化の進行を防ぐ「緩和策」に加え、地球温暖化によりすでに起こりつつある、または将来起こりうる気候変動の影響に対応する「適応策」についても、特に、防災、健康等の観点から、対策を進めます。

●市の取組

目的	内容
適応策についての 情報提供・啓発	・ 気候変動とその適応についての情報提供や意識啓発、地域での適応策の実施等に取り組みます。
将来の災害の増加に 備えた、防災面での適 応策の推進	・ 豪雨災害等に備えるため、ハザードマップの配布等を通じて、平時から警戒箇所や避難に関する市民への情報提供を進めます。 ・ 集中豪雨による川の氾濫を防ぐことを目的に、流出を抑制する手段として、透水性舗装やため池貯留施設などの適正管理を進めます。
健康リスクなどへの 適応	・ 熱中症等について、予防の重要性を広く発信し、意識啓発を進めます。 ・ 熱中症の予防について、庁内の連携体制を整え、全庁的に対策を行います。 ・ 「熱中症特別警戒アラート」が発表された際、極端な高温時における熱中症防止のために、暑さをしのげる場所としてクーリングシェルターを開放し、平時においては、涼み場所「クールスポット」として開放します。

●各主体の取組

市民の取組

- 自然災害に備え、家庭内での防災備蓄を進め、災害時の情報の入手方法の確認など、防災知識を高めるよう努めます。
- 暑さに備え、入浴やウォーキング等の暑熱順化※を取り入れ、水分・塩分補給を行うとともに、身近なクーリングシェルター・クールスポットを把握し、活用します。

※暑熱順化とは、体が暑さに慣れることです。暑い時期の2週間程度前から適度な運動や入浴等で発汗することで、体内の温度を調節する能力が高まり、熱中症予防につながります。

事業者の取組

- 気候変動に伴い今後発生する自然災害に備え、事業所施設の安全性を高め、災害発生時に来客および従業員の安全確保に努めます。
- 暑さ指数（WBGT）の活用や従業員への声掛けにより、熱中症予防の周知・啓発を図ります。
- 管理する施設について、クーリングシェルター・クールスポットへの指定に協力します。

🔍 熱中症を予防しましょう

熱中症とは、高温多湿な環境に長時間いることで、体の水分と塩分のバランスが崩れたり、体温調節機能がうまく働かなくなり、体内に熱がこもった状態を指します。

【熱中症予防のポイント】

・暑さを避けましょう

部屋の温度をこまめに確認し、エアコンや扇風機を活用しましょう。

・こまめに水分補給をしましょう

のどが渇く前に水分補給をし、大量に汗をかいた際は塩分も忘れずにとりましょう。

・日頃から健康管理をしましょう

日頃から栄養バランスの良い食事と体力づくりを行いましょう。

・暑さに備えた体作りをしましょう

暑くなり始めの時期から適度に運動をしましょう。

（「やや暑い環境」で「ややきつい」と感じる強度で毎日約 30 分が目安）

本市では、極端な高温時における熱中症による重大な被害の発生を防止するために、暑さをしのげる場所としてクーリングシェルターを指定しています。対象施設にはステッカーやのぼり旗を設置しています。



ステッカー



のぼり旗

出典：生駒市

目標4 コミュニティ ～環境意識と行動の輪が広がるまち～

1 環境教育・環境学習で環境に関心を持つ人を増やします

本市が推進する環境まちづくりへの理解を深め、環境に関する出前講座や学習教材をとおし
ての環境教育を進めることで、持続可能な社会の実現に向けて考え、行動する人を増やします。

専門知識を持つ市民との連携や、デジタル技術も活用した環境教育・環境学習を推進するこ
とで、市民自身が特技を活かし、人材を育む環境をつくります。

●市の取組

目的	内容
環境教育・環境学習 の促進	・ 学校と連携しながら講座の開催や学習教材の制作を進めます。 ・ いこま SDGs アクションネットワーク会員の企業・団体及び市民一人ひとりが持つ特技を活かし、多様な地域課題や市民ニーズ、社会情勢に応じた持続可能な環境教育・環境学習を促進するための仕組みづくりに取り組みます。

●各主体の取組

市民の取組

- 環境問題に関心を持ち、様々な情報を調べるとともに、環境学習に参加します。
- 特技を活かし、講師となって積極的に活動します。

事業者の取組

- 市が進める環境教育について理解し、連携・協力します。
- 従業員への環境教育に努めます。

2 多世代が環境の取組に楽しんで参加し、輪を広げる機会をつくります

既に環境活動に取り組んでいる市民に加え、より幅広い層が関心を持つよう、デジタル技術も活用した情報発信等を行い、多世代が楽しみながら気軽に環境の取組に参加できる機会を創出します。

●市の取組

目的	内容
環境に関する情報の公開・提供の推進	・ 地域の自然環境や魅力的な活動をより多くの市民が知り、関心を持つきっかけづくりとなる情報発信を進めます。
市民と環境との関わり合いの促進	・ 「健康」「子育て」「安心・安全」など、環境分野以外の取組とも連携・協力しながら、市民が楽しみながら環境との関わり合いを持つことができる場づくりを進めます。 ・ 市内で自主的に実施されている環境活動へのサポートを継続します。

●各主体の取組

市民の取組

- 環境に関するイベント等に積極的に参加します。
- 環境について学んだことや考えたことについて家族や地域、学校などで積極的に話し合います。

事業者の取組

- 市民を対象とした講習会や施設見学会などを開催し、市民の事業活動への理解促進に努めます。

3 市民の交流参加の仕組みと多様な主体が連携協力する体制を充実します

環境分野で活動する市民・団体同士、また、他分野で活動する市民とも交流・連携できる機会を創出します。

また、専門家や研究機関、事業者など多様な主体との協働とパートナーシップに基づいた持続可能な地域づくりを進めていくための体制づくりを進めます。

●市の取組

目的	内容
協働とパートナーシップに基づく施策の推進	・ 市民、事業者、大学等の教育・研究機関等の多様な主体が交流・連携できる機会を創出します。 ・ 複合型コミュニティ（愛称：まちのえき）づくりに取り組む自治会の増加や活動の継続に向けた取組を推進します。 ・ 「生駒市協創対話窓口」やいこま SDGs アクションネットワークを活性化し、民間事業者等のノウハウやアイデアを活用した施策を推進します。

●各主体の取組

市民の取組

- 参加している活動について、積極的に情報発信を行います。
- 市内で展開されている環境をはじめとする市民活動に関心を持ち、協力します。

事業者の取組

- 市民や他事業者・市の活動に関心を持ち、連携・協力します。

市の取組紹介

🔍 複合型コミュニティ（まちのえき）

令和元(2019)年度に環境省の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金を活用し、地域におけるごみ出し活動を動機づけとした日常的な交流拠点「こみすて」というモデル事業を2自治会で実施しました。

現在は歩いて行ける自治会館や公園等を拠点として、資源ごみの分別回収だけでなく、買物支援、健康づくり、介護予防など様々な地域活動を複合的に行う「複合型コミュニティ（まちのえき）づくり」を進めており、外出機会の創出や顔の見える関係の構築、持続可能な地域コミュニティの形成に取り組んでいます。

まちのえき

COMMUNITY STATION

#捨てる あなたにとってのごみは 誰かにとっての宝物になる かもしれない 	#飲む・食べる 形態は様々 飲食店のかたち #読む まちの小さな 図書館 	#売る・買う とのりの畑で採れた野菜も 手づくりの編み物も 持ち寄れば立派な マーケット 	#遊ぶ 誰もが自由に 参加できる遊び場
#測る 健康への第一歩 まちかどの保健室 	#運動する みんなで元気な 身体づくり 	#創る 修理が得意なおちゃんと たくさんの工具が集まれば そこはまちの工場 	#働く ご近所さんと シェアオフィス #受ける 暮らしの中の 音楽祭
#耕す みんなで 「農」を営む 	#学ぶ ご近所先生 から学ぶ 	#移動する ちょっとそこまで 小さな移動の発着場 	

あなたのウチのすぐ近くで、
「あったらいいな」を叶える場所。

近所の子どもや学生さん、子育て中の人やお年寄りまで、みんなの「あったらいいな」
が集まるその場所は、まるで多く人が行き交う「駅」のよう。まちなかに行き先が
増えたと実感、日々の暮らし。ここでは、一人ひとりが暮らしを楽しむ主人公。
そんな「まちのえき」を地域でひろき、楽しむ暮らしをみんなで作っていきましょう。

生駒市
問合せ：環境・コミュニティ推進課
 0742-76-1111(内線2241)

出典：生駒市

第5章 リーディングプロジェクト

1 リーディングプロジェクトの考え方

本市が目指す環境像の実現に向け、4つの基本目標ごとにリーディングプロジェクトを設定します。

設定にあたっては、各目標の実現に向けた環境分野に係る取組と、福祉や産業等、他の分野に係る取組の連携により、地域課題の統合的解決に資すると考えられるプロジェクトを位置づけるものとします。

また、計画を推進する中で、社会的・経済的状況の変化に応じて各目標実現のために必要なプロジェクトが生じた場合には、新たにリーディングプロジェクトとして設定し、本計画で進行管理を行います。



(1) 自然環境 ～いこまの自然保全と活用～

● 背景・目的

本市は、大都市近郊にありながら豊かな自然に恵まれています。令和5年度市民実感度調査においても、本市は「自然や緑の豊かな住宅街が広がるまち」と感じている割合が最も高い結果となりました。これらの自然は市民の生活を豊かにするだけでなく、生物多様性を保全する役割を果たすとともに、観光資源や伝統産業を生み出し、地域経済の活性化にも寄与しています。

また、農地は新鮮な農作物の供給だけでなく、田園・棚田等の伝統的な景観や緑地・水辺空間、災害時の防災空間としての多様な役割を担っており、市民の様々な生き方、暮らし方への変化に対応したまちづくりに不可欠なものです。

本市の豊かな自然を守り、活用することで、自然環境の保全だけでなく、地域の魅力向上やまちづくり・コミュニティづくりを推進します。

● 取組内容

豊かな森林環境づくりについて、地域住民が主体となる取組を推進するための支援を行うとともに、森林整備で生じる森林資源を積極的に活用します。

また、多様な農業への関わり方を促進することで、農地の保全だけでなく、まちづくり・コミュニティづくりに取り組みます。

具体的な取組の例	
地域住民が主体となる森林環境づくり	・ 森林イベント等を開催し、市民の森林への関心を高めるとともに、刈り払い機やチェーンソーの安全講習会等を開催して、森林ボランティアの担い手の育成に取り組みます。 ・ 生駒の緑の中で活動がしたい・関わりたい・興味がある市民が集う場として、市民・事業者・研究機関・行政による対等な共創を促進するための緑のリビングラボ※を設立します。
森林資源の有効活用	・ いこま SDGs アクションネットワークの会員等の市民団体が、森林資源を活用した事業を行う際の支援を実施します。 ・ 森林整備で生じる森林資源を利活用することで、ボランティア団体の収益化につながるサポートを進めていきます。

農業を切り口にした まちづくり・コミュニティ づくり	・ 消費者のオーガニック志向等に対応した有機農業やみどり認定、地産地消・旬産旬消を促進し、環境にやさしい農業を推進します。 ・ 農福連携を進めることで、障がい者やフリースクール生の社会参加や農業を通じたケアやリハビリ、生きがいづくりを支援し、将来的な農業の担い手不足の解消につなげていきます。
----------------------------------	---

※リビングラボ：生活空間（Living）と実験室（Lab）を組み合わせた造語であり、社会課題の解決や新しい価値を生み出すために市民・企業・行政が共創することに軸を置いている。

● 想定される効果

【環境面】

- ・ 自然とふれあい親しむ体験を通して、地球の自然に関する市民の意識が向上し、次世代への自然資源の継承につながる。
- ・ 自然の適正な管理により、生物多様性の保全につながる。
- ・ 森林整備により、CO₂の吸収を促進する。

【経済面】

- ・ 地域の自然を観光資源としても活用することで、経済効果の創出につながる。
- ・ 竹製品等、地場産業の振興につながる。

【社会面】

- ・ 自然環境が身近にある、豊かなライフスタイルが継承される。
- ・ 高齢者をはじめ多様な世代の社会参画の機会となる。
- ・ 適切な森林・竹林の整備により土砂災害等の自然災害を防止する。
- ・ 農福連携を進めることで、障がい者やフリースクール生の社会参加やリハビリ、生きがいづくりにつながる。

● 関連する指標

代表指標	指標の説明	現状値 (2023年)	目標値	目標 年度
「生駒市緑の基本計画（令和8(2026)年度改定予定）」で設定※				
遊休農地活用事業 で利用されている 農地面積	遊休農地活用事業で利用されている 農地の面積（累計）	59,579 ㎡	62,285 ㎡	2028

モニター指標	実績値
「市民、NPO、事業者が、花と緑であふれるまちに向けて取り組んでいる」と感じる市民の割合	41.2%(2022)

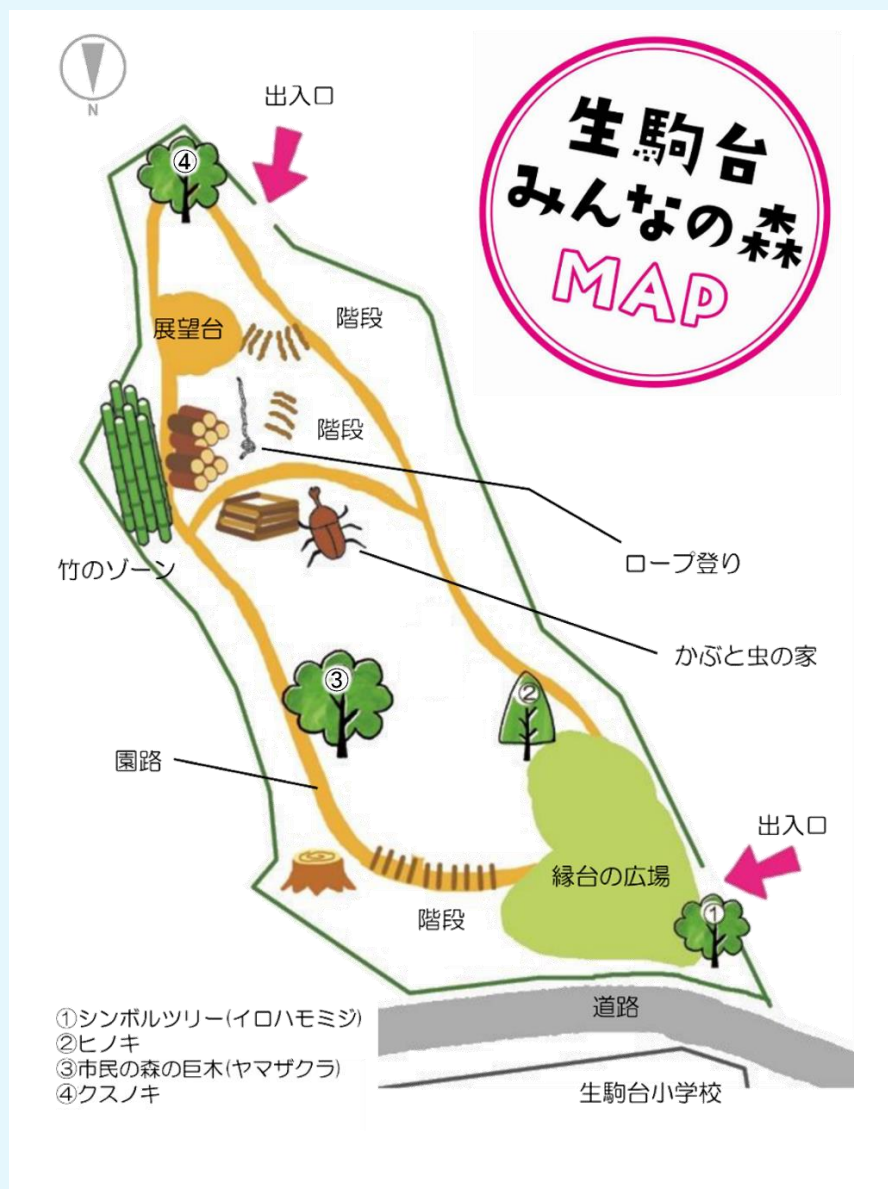
※令和8(2026)年度改定予定の「生駒市緑の基本計画」において、前期計画の指標「緑地面積の割合」に代わる指標を設定。

市民の森

本市が樹林地の所有者から土地を無償で借上げ、地域の人たちとともに整備・活用する「市民の森」事業の第1号として、「生駒台みんなの森」（俵口町・生駒台小学校南側）を常時開放しています。

第4日曜日は森の手入れなどの活動日で、初めてでも道具の使い方から覚えていただけます。

令和6(2024)年度は、近所の大人や子どもたちと森のお手入れや広場のベンチ作りのほか、講師を招いた昆虫観察会や水路づくり等を実施しました。



出典：生駒市

(2) 生活環境 ～かしこく地域福祉に寄与できる食品ロス削減～

● 背景・目的

まだ食べられる食品なのに、賞味期限が切れた、好みに合わなかった等の理由により、家庭や店舗等からごみとして廃棄される「食品ロス」は、農林水産省の調査によると年間 472 万トン（令和 4(2022)年度）とされ、1 人 1 日あたり茶碗約一杯分の量になると言われています。

令和元(2019)年 10 月には「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、様々な取組が進められています。

本市においても、家庭系食品ロス量削減に向けては市民等への啓発を、事業系食品ロス量削減に向けては、食品の生産・製造・販売等に係る事業者と消費者をつなぐ取組を行うとともに、食育や食品ロス対策に関する環境教育の充実等により、地域福祉の向上にもつながる食品ロス対策を推進します。

● 取組内容

食品ロス対策について、フードドライブ事業や生駒市食品ロス削減協力店制度の活性化を図るとともに、地域福祉に資する食品ロス対策を推進します。

具体的な取組の例	
フードドライブの周知啓発	・ 現在、市の施設や市内店舗、さらには市主催のイベントにおいて実施しているフードドライブ事業の周知を一層推進し、市民の参加を促進します。
食品ロス削減協力店制度の活性化	・ 積極的に食品ロス削減の取組をしている店舗を登録する「生駒市食品ロス削減協力店」制度について、登録対象を市内飲食店まで拡大し、食べきり協力店を募集します。
フードシェアリングサービス、コミュニティフリッジ※の導入検討	・ 「生駒市食品ロス削減協力店」制度に登録された飲食店のニーズを調査したうえで、フードシェアリングサービスやコミュニティフリッジの導入を検討します。
フードパントリーの実施拠点の拡大	・ 子育て世帯への食料等支援事業として実施している「みんなの居場所 ごっちゃ☆ばあ」のように、パンや食料品、学校用品のおすそ分けを実施する拠点を拡大します。

※コミュニティフリッジ：「地域（コミュニティ）」と「冷蔵庫（フリッジ）」を組み合わせた造語であり、食料品や日用品の支援を必要とする人が、設置された冷蔵庫から人目を気にせず無償で持ち帰ることができる仕組み

● 想定される効果

【環境面】

- ・ 食品ロスを削減し、循環型社会の形成に寄与する。
- ・ 事業系廃棄物の減少により、CO₂排出量が削減する。

【経済面】

- ・ 廃棄物処理費用削減や、廃棄予定の食品の販売ルート確立により、事業者・生産者の利益が向上する。

【社会面】

- ・ 生活困窮者支援団体等への食糧支援により、地域福祉へ寄与する。
- ・ 自らの消費行動が環境、社会等に影響を及ぼすことを認識し、持続可能なライフスタイルが普及する。

● 関連する指標

代表指標	指標の説明	現状値 (2023 年)	目標値	目標 年度
ごみ総排出量	家庭系ごみと事業系ごみの合計排出量	32,260t	28,610t※	2030

※生駒市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画における削減目標。

(3) 地球環境 ～地域経済の循環に資するエネルギーの地産地消～

● 背景・目的

本市は令和元(2019)年 11 月に、2050 年までに CO₂排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」宣言を行いました。

また、令和 5(2023)年 4 月には国の推進する「脱炭素先行地域」に選定され、令和 12(2030)年度までに、対象地域における民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴う CO₂排出量実質ゼロなどの目標を達成するとともに、住宅都市を脱炭素化する新たな事業モデルを確立し、市内外に波及することを目指しています。

住宅都市である本市で脱炭素を実現するためには、再生可能エネルギーの導入を図り、「いこま市民パワー株式会社」を核とするエネルギーの地産地消を推進するとともに、複合型コミュニティ「まちのえき」のように、地域住民による自発的なコミュニティ活動を通じて効果的な脱炭素ライフスタイルへの行動変容を促すことが重要です。

また、コミュニティの活性化を図るとともに、防災や福祉、地域経済の活性化といった地域課題・住民ニーズへの対応を脱炭素と組み合わせ、まちづくりに環境問題を組み込むことで、効果的に脱炭素を推進する仕組みづくりに取り組みます。

● 取組内容

「いこま市民パワー株式会社」を核とするエネルギーの地産地消の促進と複合型コミュニティ「まちのえき」のような地域コミュニティ拠点の活性化という 2 つのまちづくり事業を組み合わせ、住宅都市である本市の脱炭素化を推進します。

また、脱炭素化の市域への波及を図るとともに、「いこま市民パワー株式会社」の収益を活用して、ワークショップ等を開催しながら、地域課題解決につながるコミュニティサービスを展開する日本版シュタットベルケモデルの構築を目指します。

具体的な取組の例	
エネルギーコストの 地域内循環の促進	・ 市域の太陽光発電の卒 FIT 電気や、木質バイオマス発電所の電力を「いこま市民パワー株式会社」が買い取り、地産電源を拡大するとともに、市域への供給拡大を図ります。
脱炭素先行地域事業	・ 「いこま市民パワー株式会社」などの民間主導により、脱炭素先行地域の対象施設・家庭への太陽光発電・蓄電池の設置を推進します。
コミュニティサービスの 強化	・ 「いこま市民パワー株式会社」と連携して、収益を活用した登下校見守りサービスや自治会の活動支援など、多様な地域課題解決につながるコミュニティサービスを実施します。

● 想定される効果

【環境面】

- ・再生可能エネルギーの導入により CO₂排出量が削減する。
- ・再生可能エネルギー関連事業や省エネルギー事業等、環境に配慮した事業活動が促進される。

【経済面】

- ・エネルギー費用が地域内に保たれることにより大きな経済効果が期待できる。
- ・脱炭素に係る技術や産業の振興、企業の立地促進につながる。

【社会面】

- ・再生可能エネルギーによる非常用電源の確保により、災害レジリエンス※の向上につながり、災害に強いまちになる。

※災害レジリエンス：災害に対するコミュニティや社会が、その基本構造や機能の維持・回復を通じて、災害の影響を適時にかつ効果的に防護・吸収し、対応するとともに、しなやかに回復する能力

● 関連する指標

代表指標	指標の説明	現状値 (2023 年)	目標値	目標 年度
市域における温室効果ガス排出量	市域から排出された温室効果ガス排出量	27.0 万 t-CO ₂ ※ ¹	16.1 万 t-CO ₂ ※ ²	2030
1 人あたり CO ₂ 排出量	市域から排出された温室効果ガス排出量を算定し、各年の推計人口で除したもの	2.30t-CO ₂ ※ ¹	1.40t-CO ₂	2030
再エネによる発電容量の合計	市内の家庭・事業者が電気事業者と電力需給契約を締結した発電設備容量の合計	32,655kW	52,918kW	2030

※1：令和 4(2022)年度実績。

※2：第 3 次生駒市環境モデル都市アクションプランにおける削減目標。

モニター指標	実績値 (2022 年)
「再生可能エネルギーの普及が進んでいる」と感じる市民の割合	19.4%
「省エネルギー型の暮らしが定着している」と感じる市民の割合	15.9%

(4) コミュニティ ～産官学連携によるライフスタイル変革～

● 背景・目的

本計画に掲げる環境像や目標を実現するためには、各主体が自分事として環境問題を捉え、各々が実践できる取組を積極的に行う必要があります。各主体の行動変容を促すため、多様な環境学習機会の提供を行う必要があります。

また、本市においては、市民や市民団体の活動が活発に行われており、「いこま SDGs アクションネットワーク」や「いこま市民パワー株式会社」等、本市に関わる企業・団体等が、それぞれの有する資源や知見等を活かし、連携する機会が確保されています。

これらのさらなる活性化に向け、会員企業・団体の拡大と既存会員の巻き込み強化、連携事例の創出に向けた支援体制の構築に向け、市が積極的に働きかけを行います。

● 取組内容

企業・団体間の連携を促進することで、それぞれの有する資源や知見等を活かし、連携する機会を創出します。

また、市民が環境施策に参画しやすくなる仕組みや拠点づくり、環境に関する各分野の団体等との連携により、市民参画の促進に取り組みます。

具体的な取組の例	
いこま SDGs アクションネットワークの活性化	・ いこま SDGs アクションネットワークの「SDGs デリバリー」について、市内の企業・団体による体験型企画をより重視した仕組みとして運用し、市民の行動変容を促進します。
まちづくり会社「いこま市民パワー株式会社」との連携	・ いこま市民パワー株式会社が、いこま SDGs アクションネットワーク会員や市内企業・団体などのハブとなり、民間事業者や団体等の連携を支援することで、民間主導型の啓発事業を促進します。
市民参画の促進に向けた支援	・ 複合型コミュニティ「まちのえき」のように、市民が環境施策に参画しやすくなる仕組みや拠点づくりに取り組みます。 ・ エネルギー、ごみ、自然環境など、環境に関する各分野の団体等と連携し、市民が主体となるまちづくりを推進します。

● 想定される成果

【環境面】

- ・ 環境に配慮したライフスタイルへの転換を促進する。

- ・デジタル技術の活用により、ペーパーレス化や省エネルギー化が促進される。

【経済面】

- ・企業間連携の促進により、新たな販路拡大・ビジネスチャンス獲得につながり、経済の活性化が期待できる。
- ・健全で持続可能な財政運営につながる。

【社会面】

- ・デジタル技術やデータの活用により、市民の利便性や満足度向上につながる。
- ・生涯にわたる多様な学びの機会を創出する。
- ・地域コミュニティの強化に寄与する。

● 関連する指標

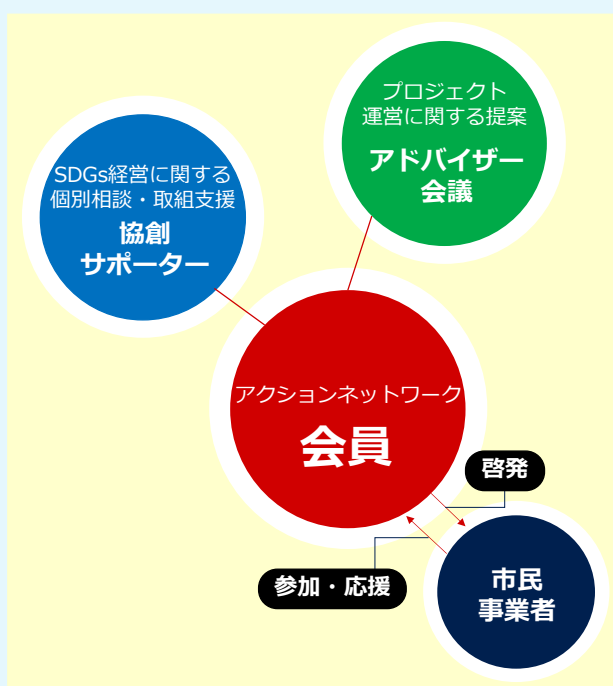
モニター指標	実績値
「環境意識と行動の輪が広がるまちづくりが進んでいる」と感じる市民の割合	27.8%(2022)
環境に関する出前講座の参加人数	530 人(2023)
体験型イベント・講座の参加人数	4,290 人(2023)

市の取組紹介

🔍 いこま SDGs アクションネットワーク

いこま SDGs アクションネットワークは、本市に関わる企業・団体等が、それぞれの有する資源や知見等を活かし、本市の地域課題の解決に向けて連携することで、持続可能なまちづくりを推進することを目的とし、セミナーや勉強会、イベントの開催等を実施しています。

会員は、市の広報やイベントを通じて取組の発信が可能であり、SDGsの活動に関する相談や補助金交付等、取組推進に関する支援が得られます。



出典：生駒市

▶ 第 6 章 計画の推進

1 計画の推進体制

計画を推進していくためには、市民・事業者・行政などの各主体が連携し、役割分担をして進めていく必要があります。各主体が協働して計画を推進していけるような体制づくりを進めます。

(1) パートナシップによる推進

本市では、第2次生駒市環境基本計画策定時、市民・事業者・行政の三者が対等な立場で参画する、生駒市環境基本計画推進会議（ECO-net 生駒）を設立し、同計画を推進してきました。協働による取組を推進する中で、環境モデル都市に選定され、市民団体や民間企業との共同出資により「いこま市民パワー株式会社」を設立するなど、多様な主体が連携できる体制を築いてきました。

また、本市では、市の活動や市内の事業者を含めた市民の活動によって生じる様々な環境負荷を減らすために、継続的に取組を改善し、環境行動を推進するための仕組みとして、「生駒市環境マネジメントシステム」を運用してきました。

本計画を推進する上でも、引き続き、第2次生駒市環境基本計画を推進する体制の中で築き上げた、協働とパートナーシップに基づき、生駒市環境基本計画推進会議として取り組んできた実績も活かしながら、多様な主体と協力・連携して推進できる体制づくりを進め、市民・事業者・行政が一体となって推進します。

(2) 環境審議会

環境審議会は生駒市環境基本条例に基づいて、市の環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために設置されています。学識経験者や市民団体の代表、事業者、公募市民などで構成されており、環境基本計画の進捗状況について報告を受け、学術的・専門的な見解や市民意見の施策への反映を図ります。

(3) 庁内の推進体制

市が取り組む環境関連施策・事業は、環境部局を中心に、庁内で一体的に推進していくため、生駒市環境マネジメントシステムで総合的・横断的な調整を行い、計画的な推進を図ります。

生駒市環境マネジメントシステムを活かした PDCA サイクル

計画の進行管理では、生駒市環境基本条例に基づき設置されている、環境の保全及び創造に関する施策を効果的に推進するための仕組みである生駒市環境マネジメントシステムを活かします。

これまで、生駒市環境マネジメントシステムの進行管理を行うなかで、進捗状況を毎年点検し、目標の達成に向けて次年度の方針へ反映し改善する仕組みを確立し、着実に環境行政を進めてきました。本計画の進行管理においても、引き続きこの仕組みを活用し、目標を共有することで、PDCA サイクルによる適切な進行管理・点検・評価を行います。

なお、事業の進行にあたっては、個々の事業を柔軟に見直したうえで計画し、適宜評価を行うなど、スピーディに進行管理することを念頭におきます。

具体的な進行管理の方法としては、行政内部で計画の進捗状況を検証するとともに、環境審議会において、行政内部での検証や総括について意見・提案をもらいます。

さらに、市の各分野別計画に示された環境に関する施策との整合を図り、市の総合計画の進行管理と連携し、その結果を活用して計画の進行管理を図っていきます。

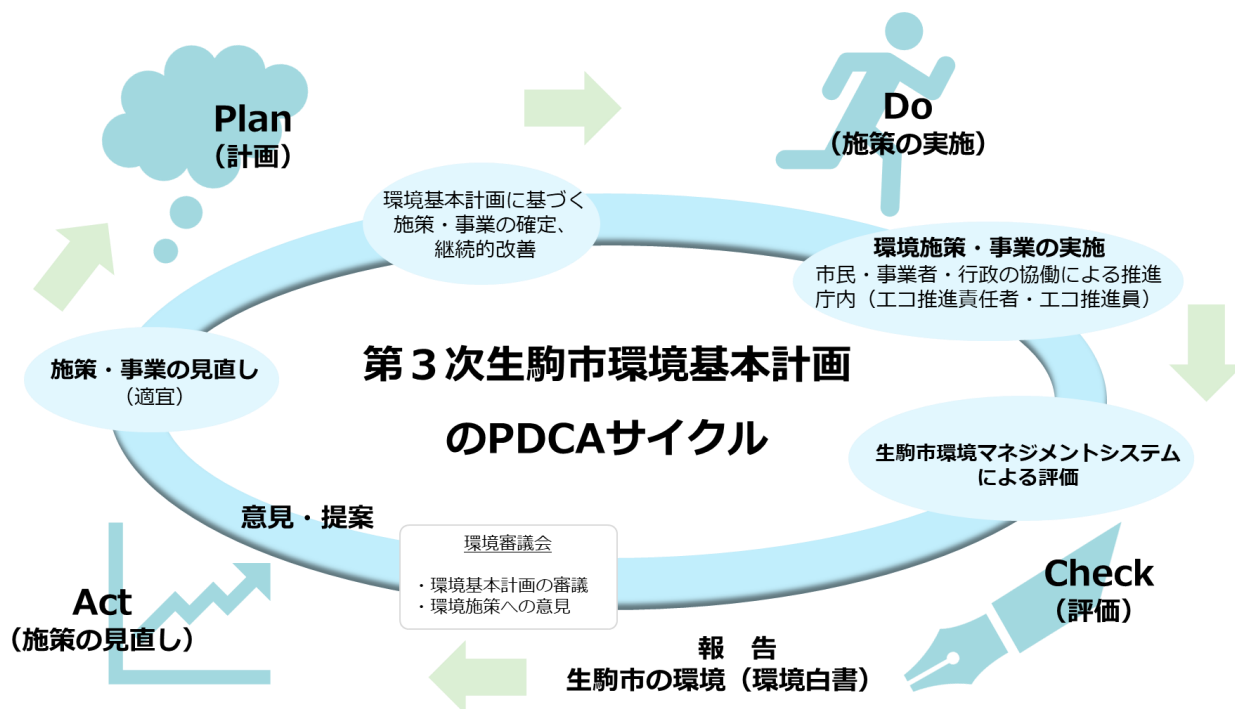
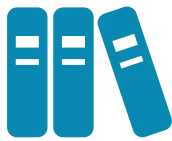


図 6-1 第3次生駒市環境基本計画の PDCA サイクル



資料編

1 計画の検討経過

(1) 生駒市環境審議会の開催状況

開催日	審議内容
令和6年8月23日(金)	・第3次生駒市環境基本計画の改定について (計画改定の背景・前期計画の成果と課題・改定スケジュールなど) ・市民・事業者アンケート(案)について
令和6年11月22日(金)	・第3次生駒市環境基本計画の改定について (パブリックコメント案)
令和7年2月14日(金)	・第3次生駒市環境基本計画の改定について (パブリックコメント結果報告)

(2) アンケート実施状況

市民アンケート結果

アンケート期間	令和6年9月20日～10月4日 ※WEB回答は10月11日まで
調査対象	住民基本台帳から無作為抽出した18歳以上の住民1,000名に配布、SNS・ホームページ経由による回答者
調査方法	二次元バーコードを貼付した調査票を郵送にて配布し、WEB上と紙媒体のいずれかで回収
回答数・参考回答率	444件・44.4%

事業者アンケート結果

アンケート期間	令和6年9月20日～10月4日 ※WEB回答は10月11日まで
調査対象	生駒市商工会議所加入会員100社、SNS・ホームページ経由による回答者
調査方法	二次元バーコードを貼付した調査票を郵送にて配布し、WEB上と紙媒体のいずれかで回収
回答数・参考回答率	67件・67.0%

(3) パブリックコメントの実施結果

実施期間	令和6年12月19日(木)～令和7年1月20日(月)
周知方法	生駒市ホームページ
閲覧場所	市役所(2階 SDGs 推進課・3階 市政情報コーナー)、鹿ノ台ふれあいホール、北コミュニティセンターISTA はばたき、図書会館、たけまるホール、コミュニティセンター(生駒セイセイビル内)、南コミュニティセンターせせらぎ、市ホームページ
結果	提出人数1人、提出件数5件

2 生駒市環境審議会委員名簿

令和 6(2024)年 8 月 1 日時点

	氏名(敬称略)	所属等
市議会議員	中尾 節子	生駒市議会
学識経験者	水谷 知生◎	奈良県立大学 教授
	河瀬 玲奈○	滋賀県琵琶湖環境科学研究センター 主任研究員
関係者団体の 代表者	阪本 隆利	生駒市自治連合会 副会長
	唐金 吉弘	生駒商工会議所 副会頭
	津山 信治	学研生駒工業会 会長
	稲葉 健三	生駒市農業委員会 副会長
	堀部 泰史	南都銀行生駒支店 支店長
	矢田 千鶴子	エコネットいこま 代表
	楠 正志	一般社団法人 市民エネルギー生駒 代表理事
	谷 茂則	奈良県地球温暖化防止活動推進センター センター長
	辻中 伸弘	生駒市社会福祉協議会 事務局長
公募市民	高木 宣宏	公募市民
	岩下 仁子	公募市民

◎会長 ○副会長

3 生駒市環境基本条例

平成11年3月24日
条例第11号

私たちは、生駒山に象徴される緑豊かな生駒山地をはじめ、緩やかな矢田・西の京丘陵などの心と自然環境に囲まれ、美しい水と緑の織り成す恵み豊かな環境の下で、生活を営み、文化や歴史を育んできた。

しかしながら、近年の人口増加や科学技術の発展による様々な資源やエネルギーを大量に消費する社会経済活動は、生活の利便性や物質的な豊かさをもたらす反面、環境への負荷が自然や都市基盤における環境容量を上回り、人の健康をはじめ生活環境の健全性や自然環境の豊かさ等が損なわれるおそれが生じてきている。

さらに、これらの環境問題は、地域の環境にとどまらず、地球全体の温暖化やオゾン層の破壊など地球規模の環境にまで及び、私たちの生活の基盤である地球環境が脅かされるまでに至っている。

もとより、良好な環境は、健康で文化的な生活を営む上で欠くことのできないものであり、このかけがえのない恵み豊かな環境を保全し、将来の世代へ引き継いでいくことは、私たちの願いであり、また責務である。

このため、私たちは、限りある環境を守るため、自らがこれまでの社会経済システムや生活様式を環境への負荷の少ないものに改め、市、事業者及び市民が相互に協力しながら環境の保全及び創造を図り、人と自然との共生及び持続的な発展が可能な社会を構築するとともに、地球環境の保全に貢献していくため、ここに、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。

(2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下(鉱物の採掘のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ)に係る被害が生ずることをいう。

(3) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営む上で欠くことのできない良好な環境を確保するとともに、これを将来にわたって維持し、及び向上させ、現在及び将来の世代が恵み豊かな環境の恵沢を享受することができるように行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、環境への負荷の少ない循環を基調とした持続的に発展することができ、社会の構築を目的として、すべての者がそれぞれの責務に応じた役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、人と自然とが共生できる都市の実現を目的として良好な自然環境を生かし、潤いと安らぎのある快適な環境が確保されるように行われなければならない。

4 環境の保全及び創造は、地域の環境が地球全体の環境にかかわっていることにかんがみ、地球環境の保全に資するように行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、市の区域の自然的社会的条件に応じた環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、前項の施策の策定及び実施に当たっては、国及び他の地方公共団体と連携を図り、その推進に努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることになるように必要な措置を講ずる責務を有する。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たって、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努めるとともに、その事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用するよう努めなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に、自ら積極的に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第1節 施策の基本指針

第7条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の連携を図りつつ総合的かつ計画的に行うものとする。

(1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。

(2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。

(3) 人と自然、文化及び歴史との豊かな触れ合いが保たれること。

(4) 廃棄物の減量化及び資源の循環的な利用が促進されること。

(5) 地球温暖化の防止等に資する再生可能エネルギーの普及及びエネルギーの効率的な利用が促進されること。

(平25条例28・一部改正)

第2節 環境基本計画等

（環境基本計画）

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、生駒市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1）環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び施策の大綱

（2）前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めようとするときは、市民及び事業者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、あらかじめ、第23条第1項に規定する生駒市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

（平24条例41・一部改正）

（環境の状況等の公表）

第9条 市長は、毎年、市の環境の状況、環境基本計画により実施された環境の保全及び創造に関する施策の状況等を公表するものとする。

第3節 環境の保全及び創造のための施策等

（市の施策の策定等に当たっての配慮）

第10条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図ることにより環境の保全及び創造について配慮しなければならない。

（環境への配慮の促進）

第11条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者（以下「開発事業者」という。）がその事業の実施に当たり環境の保全及び創造について配慮すべき事項を定めるとともに、開発事業者がこれに即して自ら積極的に配慮することを促進するため、その普及に努めるものとする。

（環境影響評価の推進）

第12条 市は、開発事業者が環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を実施する場合において、当該開発事業者がその事業の実施に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果により、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

（規制的措置等）

第13条 市は、環境の保全及び創造を図るために必要があると認めるときは、関係行政機関と協議して必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 市長は、環境の保全及び創造の確保について、必要に応じて利害関係者と協議し、及び指導、助言その他の措置を講ずることができる。

（環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興等）

第14条 市は、事業者及び市民が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、これに関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興その他必要な措置を講ずるものとする。

（民間団体等の自発的な活動の促進）

第15条 市は、事業者、市民又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が自発的に行う緑化活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

（情報の提供）

第16条 市は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに民間団体等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(調査研究の実施)

第 17 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び適正に実施するため、公害の防止、自然環境の保全その他の環境の保全及び創造に関する事項について、必要な調査研究を行うものとする。

(監視等の実施)

第 18 条 市は、環境の状況を把握し、並びに環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するために必要な監視、測定等を行うように努めるものとする。

(環境マネジメントシステム)

第 19 条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を効果的に推進するため、環境マネジメントシステム(環境に配慮した活動を進めるための目標を決定し、当該目標を達成するための継続的な改善を図る仕組みをいう。以下同じ。)の導入及び推進を図るものとする。

2 環境マネジメントシステムの実施に当たっては、環境への負荷の低減に向けて取り組む項目について、目標を設定し、その取組状況を評価し、見直しを行うものとする。

3 環境マネジメントシステムに係る方針の決定、総合調整等を行うため、市長を本部長とする生駒市環境マネジメントシステム推進本部を置く。

4 環境マネジメントシステムの運用に関し必要な事項の調査等を行うため、市長が指名する職員で構成する生駒市環境マネジメントシステム推進委員会を置くことができる。

5 環境マネジメントシステムを適正に運用するため、第 24 条第 1 項に規定する環境マネジメントシステム推進会議において、取組状況の点検及び評価を行うものとする。

6 前各項に定めるもののほか、環境マネジメントシステムの運用に関し必要な事項は、市長が定める。

(平 24 条例 41・追加、平 25 条例 28・一部改正)

第 4 節 地球環境の保全の推進

第 20 条 市は、国及び奈良県の施策と相まって、事業者及び市民と連携して、地球環境の保全に資する施策の推進に努めるものとする。

(平 24 条例 41・旧第 19 条繰下)

第 5 節 推進体制の整備等

(推進体制の整備)

第 21 条 市は、国、奈良県、事業者及び市民と連携して、環境の保全及び創造に関する施策を推進する体制を整備するものとする。

(平 24 条例 41・旧第 20 条繰下)

(国及び他の地方公共団体との協力)

第 22 条 市は、環境の保全及び創造を図るための広域的な取組を必要とする施策について、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(平 24 条例 41・旧第 21 条繰下)

第 3 章 環境審議会等

(平 24 条例 41・改称)

(環境審議会)

第 23 条 市の環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、生駒市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関し必要な事項

3 審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 議会の議員

(2) 学識経験のある者

(3) その他市長が必要と認める者

- 5 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任されることを妨げない。
- 6 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。
(平 24 条例 41・旧第 22 条線下・一部改正)
(環境マネジメントシステム推進会議)
- 第 24 条 環境マネジメントシステムの適正な運用を図るため、生駒市環境マネジメントシステム推進会議(以下「推進会議」という。)を置く。
- 2 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 環境マネジメントシステムに係る取組状況について点検し、及び評価すること。
 - (2) 環境マネジメントシステムに係る目標について調査審議すること。
 - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、環境マネジメントシステムに関する必要な事項について調査審議すること。
- 3 推進会議は、委員 35 人以内をもって組織する。
- 4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 学識経験のある者
 - (2) 事業者及び市民
 - (3) 市職員
 - (4) その他市長が必要と認める者
- 5 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任されることを妨げない。
- 6 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 推進会議は、必要があると認めるときは、専門チームを置くことができる。
- 8 推進会議は、その定めるところにより、専門チームの決議をもって推進会議の決議とすることができる。
- 9 前各項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。
(平 24 条例 41・追加、平 25 条例 28・一部改正)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(生駒市環境保全条例の廃止)
- 2 生駒市環境保全条例(昭和 62 年 12 月生駒市条例第 20 号)は、廃止する。
(生駒市の特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)
- 3 生駒市の特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和 31 年 11 月生駒市条例第 12 号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成 24 年 10 月条例第 41 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 25 年 6 月条例第 28 号)

この条例は、公布の日から施行する。

4 用語集

あ 行

●いこま空き家流通促進プラットホーム
増加する空き家により地域環境が悪化することを防止するため、市と協定を結んだ不動産、建築、法律、金融などの専門家により設立された組織。

●生駒市歩きタバコ及び路上喫煙の防止に関する条例

吸い殻の散乱や、歩きながらの喫煙による火傷の危険や煙による健康被害を防止し、喫煙する人とならない人がお互いに心地よく過ごせる環境を作るため制定する条例。市内全域の公共の場所での歩きタバコの禁止や、路上喫煙の制限などを定めている。

●生駒市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例

良好な自然環境を保全するとともに、土壌汚染や土砂等の崩落、飛散、流出による災害の発生を防止することにより、市民生活の安全を確保するために制定する条例。安全基準に適合しない土砂等を使用した埋立ての禁止などを定めている。

●生駒市まちをきれいにする条例

環境美化に関する市民、事業者、行政のそれぞれの責務を明らかにし、協働により快適で安全な生活環境を守るために制定する条例。

タバコの吸い殻や空き缶などのポイ捨て禁止、ペットのふんの持ち帰り、自動販売機設置業者の空き缶などの回収容器の設置などを規定している。

●いこま市民パワー株式会社

エネルギーの地産地消や地域活性化を目指し、平成29(2017)年7月に、生駒市、市民団体、民間事業者の共同出資で設立した電力会社。会社の収益は株主に配当せず、まちの課題解決のために活用する。

●一般廃棄物

廃棄物のうち、産業廃棄物以外のもの。家庭ごみの他、事業所などから排出される事業系一般廃棄物も含まれる。廃棄物処理法では、市町村が収集・処理・処分の責任を負っている。

●エコオフィス

環境や省エネに配慮した事業所。

●エネルギーの地産地消

地域に必要なエネルギーを地域のエネルギー資源によってまかなうこと。資金が地域外に流出せず地域の中で循環することで、経済効果があるほか、雇用創出のメリットがある。

●温室効果ガス

赤外線を吸収及び再放射する性質のある気体。地表面から放射される赤外線の一部を吸収して大気を暖め、また熱の一部を地表に向けて放射することで、地球を温室のように暖める。「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)、パーフルオロカーボン類(PFCs)、六フッ化硫黄(SF₆)、三フッ化窒素(NF₃)の7種類を温室効果ガスと定め削減対象としている。

か 行

●合併処理浄化槽

生活排水のうち、し尿(トイレ汚水)と雑排水(台所や風呂、洗濯などからの排水)を併せて処理することができる浄化槽。し尿のみを処理する浄化槽を単独処理浄化槽というが、浄化槽法の改正等によって、単独浄化槽の新設は実質的に禁止されている。

●カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させること。「排出を全体としてゼロ」にすることを目指しており、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理等による「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味する。

●カワバタモロコ

環境省のレッドリストで絶滅危惧種に指定されている日本固有の淡水魚。生駒市では、平成26(2014)年に市内で発見され、保護活動が始まっている。

●環境基準

環境基本法の第 16 条に基づき、政府が定める環境保全の目標。大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音などに関する環境基準を定めている。また、これらの基準は、常に適切な科学的判断が加えられ、必要な改定がなされなければならないと規定されている。

●環境教育

自然の仕組みなどを学び、人と環境の関わりについての関心と理解を深めるための体験も含めた活動。

●環境マネジメントシステム

事業者が自主的に、自らの環境保全の取組を計画・実行・評価し、その結果に基づいて新しい目標に取り組むというシステム。代表的なものとして、国際規格である ISO14001 などがある。

●環境モデル都市

低炭素社会の実現に向けて温室効果ガスの大幅削減など高い目標を掲げて先駆的な取組にチャレンジする都市として、国に選定された都市。

●環境モデル都市アクションプラン

低炭素のまちづくりを実現するため、市域の温室効果ガス削減目標、環境モデル都市としての取組方針、取組内容を示した計画。

●緩和策

地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出削減のために行う対策。省エネの取組や、再生可能エネルギーなどの低炭素エネルギー、植物による CO₂の吸収源対策などがある。地球温暖化の対策には、この「緩和策」と、気候変動に対して自然生態系や社会・経済システムを適応させることにより温暖化による悪影響を回避・軽減させる「適応策」の 2 つの方法がある。

●クーリングシェルター

気候変動適応法第 21 条の規定に基づき、「熱中症特別警戒アラート」が発表されたときに、極端な高温時における熱中症による重大な被害の発生を防止するために暑さをしのげる場所として指定する場所。

●クールスポット

企業・団体、個人が、地域で気軽に集まって涼むことのできる場所のこと。

●景観行政団体

景観法に基づき設けられた、地域における景観行政を担う主体。生駒市は平成 23(2011)年 1 月に景観行政団体となった。

●下水道普及率

総人口に対する、下水道を使用できる地域の人口の割合。

●公共下水道

主として市街地における下水を排除し、または処理するために地方公共団体が管理する下水道。

●コミュニティバス

行政が中心となって、既存の路線以外のバスを必要としている地域に走らせるバスのこと。

さ 行

●再生可能エネルギー

石油、石炭等の化石エネルギーと違い、エネルギー源として持続的に利用することができるものから生み出すエネルギーの総称。代表的なものとして、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱などがある。

●里山

原生的な自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域。人里近くにあって、その土地に住んでいる人のくらしと密接に結びついている山のこと。

●産業革命

18 世紀半ばから 19 世紀にかけて起こった、生産活動の中心が「農業」から「工業」へ移ったことで生じた社会の大きな変化のこと。

●市街化区域

都市計画法などに指定された「都市計画区域」のうち、既に市街地を形成している区域、または、おおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため必要があるときは、都市計画に「市街化

区域」と「市街化調整区域」との区分を定めることができる。

●市街化調整区域

都市計画法などに指定された「都市計画区域」のうち、市街化を抑制すべき区域。原則として、開発は認められない。

●持続可能な開発目標(SDGs)

→本編 10 ページ参照

●循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わり、環境への負荷を減らすため、自然界から採取する資源をできるだけ少なくし、それを有効に使うことによって、廃棄されるものを最小限に抑える社会。

●省エネ診断

省エネの専門家がビルや工場等の電力、燃料や熱等「エネルギー全般」について幅広く診断するもの。省エネの取組について、その結果を診断報告書として提出する。

●省エネハウス(省エネ住宅)

壁や床、天井に断熱性の高い断熱材を入れ、家全体の気密性を高めることによって、冷暖房した室内の空気が外に逃げないようにしたり、熱効率の高い給湯器を使ったりすることによって、毎日の生活で消費されるエネルギーを少なくするように設計された住宅。

●省エネルギー

石油や石炭、天然ガス等、限りあるエネルギー資源がなくなってしまうことを防ぐため、エネルギーを効率よく使うこと。

●小水力発電

河川、農業用水、砂防ダム、上下水道などで利用される水のエネルギーを利用し、水車を回すことで発電する方法。一般的には出力 1,000kW 以下の比較的小規模な発電設備を総称して「小水力発電」と呼ぶことが多い。

●食品ロス

本来食べられるにもかかわらず、廃棄されている食品。食品ロスが生じる主な原因としては、家庭系では、調理時に皮を厚くむきすぎるなどの過剰除去、消費期限や賞味期限切れ等による直接廃棄である。事業系では、飲食店などで発生した食べ残し、食品メーカーや小売店におけ

る規格外品の撤去や返品、在庫過剰や期限切れの売れ残り等である。

●ゼロカーボンシティ

2050 年に二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることを目指す旨を首長が公表した地方自治体のこと。

た 行

●太陽光発電

太陽の光エネルギーを吸収して電気に変える太陽電池を使った発電方法。太陽光発電システムは、太陽電池を配置した太陽電池パネルと、太陽電池で発電した電気を家庭用の交流 100V に変えるインバーターで大枠が構成され、この他に電気の逆流を防ぎ、集電する接続箱、電力売買電メーターなどが加わる。

●脱炭素経営

気候変動対策（脱炭素）の視点を織り込んだ企業経営のこと。

●脱炭素先行地域

2050 年カーボンニュートラルに向けて、民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴う二酸化炭素排出の実質ゼロを実現し、運輸部門や熱利用等も含めてそのほかの温室効果ガス排出削減についても、わが国全体の 2030 年度目標と整合する削減を地域特性に応じて実現する地域のこと。

●地熱発電

地中深くから取り出した高温蒸気や熱水を利用した発電方法で、火山地帯に多く、活動できるエリアが限られる。

●適応策

→緩和策参照

●デコ活

二酸化炭素を減らす(Decarbonization)と、環境に良いエコ(Eco)を含む“デコ”と活動・生活を組み合わせた言葉。2050 年カーボンニュートラル及び 2030 年度削減目標の実現に向けて、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を強力に後押しするための国民運動。

●電気自動車

電気エネルギーで走行する自動車。走行中に排気ガスを出さないため、地球温暖化対策に効果があり、大気汚染物質の排出も防ぐことができる。

な 行

●二次林

伐採や風水害、山火事などにより森林が破壊された跡に、土中に残った種子や植物体の成長などにより再生した森林。

は 行

●バイオマス発電

木材や植物残さ等のバイオマス（再生可能な生物資源）を原料として発電を行う技術のこと。

●ハザードマップ

自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路等の防災関係施設の位置等を表示した地図のこと。

過去の災害履歴、避難場所・避難経路などの防災地理情報が示されることが多い。

●フードドライブ

各家庭で余った食品の他、食品の製造・流通過程などで出る余剰食品や規格外商品、販売店舗で売れ残った賞味期限・消費期限内の商品等、安全上は問題がなくても廃棄される食品の寄付を受け、無償で必要な人や団体に提供する活動。

●フードパントリー

様々な理由で日々の食品や日用品の入手が困難な方に対して、企業や団体などからの提供を受け、身近な地域において無料で配付する活動。

●分散型エネルギーシステム

地域でエネルギーを生産し、地域で使うという考えによって、比較的小規模の地域に分散して複数設置されるエネルギー源を積極的に活用するエネルギーシステムのこと。

従来の大規模発電所で発電し家庭や事業所等に送電する集中型のシステムに比べ、災害時等のエネルギー確保などエネルギー供

給リスクの分散化、熱の有効活用による高いエネルギー効率の実現、これらによるエネルギーコストの削減や環境負荷の低減にメリットがあると考えられている。さらに、近年は、地域資源の有効活用や、地域のエネルギー関連産業の発展等を通じて地域経済の活性化についての意義が注目されている。

分散型エネルギーシステムで用いられる主なエネルギー源に、太陽光発電、バイオマス利用、コージェネレーション等がある。

ら 行

●レジリエンス

「回復力」「復元力」あるいは「弾力性」と訳される言葉。防災やリスク管理の観点で、災害時における速やかな機能の復旧等によく用いられる。

●レッドリスト

絶滅のおそれがある野生生物の種のリスト。国際的には国際自然保護連合(IUCN)が作成しており、国内では、環境省のほか、地方公共団体やNGOなどが作成している。

数字・アルファベット

●5R

Reduce（リデュース＝ごみを減らす）、Refuse（リフューズ＝不要なものは断る）、Reuse（リユース＝繰り返し使う）、Repair（リペア＝修理して使う）、Recycle（リサイクル＝再生利用）の5つの頭文字からなる言葉。廃棄物をできるだけ出さない社会をつくるための基本的な考え方のこと。

●DX（ディーエックス）

「Digital Transformation(デジタルトランスフォーメーション)」の略称で、データやデジタル技術を活用して「競争に勝てる」ビジネスモデルや業務プロセスへ変革すること。

●EV（イーブイ）

「Electric Vehicle(電気自動車)」の略称で、自宅や充電スタンド等で車載バッテリーに充電を行い、モーターを動力として走行する自動車。エンジンを使用しないため、走行中に二酸化炭素を排出しない。

●HEMS（ヘムス）

「Home Energy Management System(ホームエネルギーマネジメントシステム)」の略称。家庭内で多くのエネルギーを消費するエアコンや給湯器を中心に、照明や情報家電まで含め、エネルギー消費量を可視化しつつ積極的な制御を行うことで、省エネやピークカットの効果を狙う管理システム。

●ICT（アイシーティー）

「Information and Communication Technology」の略称で、日本語では「情報通信技術」と訳される。デジタル化された情報の通信技術であり、インターネット等を経由して人と人とをつなぐ役割を果たしている。

●PDCA（ピーディーシーエー）サイクル

Plan(計画)、Do(実行)、Check(測定・評価)、Action(対策・改善)の仮説・検証型プロセスを循環させ、マネジメントの品質を高めようという概念。

●SDGs（エスディージーズ）

→本編 10 ページ参照

第 3 次生駒市環境基本計画

編集・発行 生駒市 SDGs 推進課
〒630-0288
奈良県生駒市東新町 8 番 38 号
TEL 0743-74-1111
発 行 令和 7(2025)年 3 月

